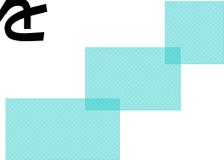




中高一貫教育校における学習意欲の向上を 図る取組や入学者選抜等について



平成23年1月

制度創設時の考え方

21世紀を展望した我が国の教育の在り方について〈要約〉

(平成9年6月 中央教育審議会第二次答申)

第3章 中高一貫教育

(1) 中高一貫教育の意義と選択的導入

これまでになされた提言やそれに基づく調査研究、あるいは国公私立での中高一貫教育の状況を踏まえると、中高一貫教育については、次のような特色があると考えられる。まず、中高一貫教育の利点としては、(a) 高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりのある安定的な学校生活が送れること、(b) 6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能となること、(c) 6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸長したり、優れた才能の発見がよりできること、(中略)などが挙げられる。一方、問題点としては、(a) 制度の適切な運用が図られない場合には、受験競争の低年齢化につながるおそれがあること、(b) 受験準備に偏した教育が行われるおそれがあること、(c) 小学校の卒業段階での進路選択は困難なこと、(中略)などが挙げられる。

(中略)

なお、こうした意義の一方、中高一貫教育については、その導入が過度の受験競争に一層の拍車をかけるおそれがあるとする指摘がある。過度の受験競争の問題が、今日取り組むべき最も重要な教育上の課題の一つとなっていることを踏まえると、中高一貫教育の導入に当たって、こうした懸念が払拭されるよう具体的な取組が必要であり、以下、中高一貫教育の導入の在り方について述べる中で、幾つかの提言を行いたい。

(2) 中高一貫教育の導入の具体的な在り方

中高一貫教育の具体的な教育内容については、ゆとりのある学校生活の中で、それぞれの子どもの個性や創造性を大いに伸ばすという中高一貫教育の趣旨を十分生かすことができるよう、義務教育段階での基礎・基本をしっかりと身に付けさせるとともに、年齢が進むにつれて多様化していく生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に対応して、生徒の選択を重視した、できるだけ多様な教育を提供することが望まれる。

また、中高一貫教育を行う学校(以下、「中高一貫校」という。)の教育内容については、このような基本的な考え方の下、様々な創意工夫が凝らされることが期待されるが、とりわけ、地域との連携を図りつつ、社会体験や自然体験を中心に様々な体験学習を積極的に取り入れることなどにより、従来の中学校教育や高等学校教育では見出しにくかった生徒の能力・適性等を見出し、それらの伸長を図っていくことができるようなものとする必要がある。

(中略)

ただし、普通科タイプの場合、受験準備に偏した教育が行われるのではないかということが最も懸念される場所である。普通科タイプの中高一貫校が、いわゆる「受験エリート校」となり、偏差値による学校間の序列化を助長するようなことはあってはならないと考える。我々は受験準備に偏した教育が行われることは適当でなく、また、中高一貫教育を導入する本旨ではないと考えており、そうした教育を行わないよう、関係者には強く求めたい。

なお、このような懸念が生じる背景には、現在の大学入学者選抜の在り方が学力試験を偏重しているということがあると考えられる。様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねるなどゆとりある学校生活をより可能としていくという中高一貫教育の趣旨を実現するとの観点からも、大学入学者選抜の在り方を、学力試験の偏重から、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化に向けて変えていくことが必要である。その際、具体的には、総合学科タイプや専門学科タイプなどの中高一貫校の卒業生について、こうした中高一貫教育の趣旨を一層実現する観点から、例えば、推薦入学などの方法を通じて大学に受け入れていくことも検討されるべきである。

(中略)

なお、中高一貫校の教育内容の問題に関連して、小学校の子どもたちや保護者、とりわけ保護者に対しては、中高一貫教育の導入の趣旨を理解し、大学受験等に有利かどうかといった観点だけで進学すべき学校を選択することのないよう求めたい。このため、特に保護者が子どもたちにふさわしい選択をすることができるよう、中高一貫校の設置者などにおいては、適切な情報提供等について十分配慮していくことが必要である。

(中略)

中高一貫教育の導入に伴って、最も懸念されることは、入学者を定める方法の在り方によっては、受験競争の低年齢化を招くのではないかということである。現に、實際上中高一貫教育を行っている、一部の国私立中学校の入学者選抜については、受験競争の低年齢化に拍車をかけていると指摘される場所である。

今後、中高一貫教育を進めるに当たっては、ゆとりある学校生活を送るべき小学生が受験のための塾通いを行うなど受験競争の低年齢化を招くことのないよう適切な配慮を行うことが不可欠であり、いたずらに難度の高い試験問題によって選抜を行うことなく、学校の個性や特色に応じた適切な方法により入学者を定めることが望ましいと考える。特に、地方公共団体が設置する学校にあっては、学力試験は行わないこととし、入学希望者が多く選抜が必要となった場合でも、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねるなどの中高一貫校の個性や特色に応じて、抽選や面接、小学校からの推薦、調査書、実技検査など多様な方法を適切に組み合わせて入学者を定めることが適当であると考えられる。例えば、自然体験やボランティア体験などの体験学習を重視する学校において観察・実験などを行ったり、職業教育や芸術・体育などの専門教育を行う学校においてそれぞれにふさわしい実技検査を行うことなどが考えられる。

なお、一部の国私立中学校においては、現在、学力試験を偏重する入学者選抜や小学校教育の趣旨を逸脱した出題を行っており、そうした中学校入試のため、都市部を中心に受験競争の低年齢化が進み、甚だしい場合には小学校低学年の子どもまでもが塾に通い、受験勉強に駆り立てられるという状況が生じている。このようなことは、子どもたちの発達段階を考えれば、極めて問題であり、受験競争の低年齢化を招かないようにするという観点から、一部の国私立中学校に対しては、早急にその入試の改善を強く求めたい。

次に、高等学校段階に進む時点での入退学については、どのように考えるべきであろうか。中高一貫教育を導入する場合、中高一貫教育が6年間一貫した教育を通じて、様々な利点を生じるものである以上、子どもたちがそうした教育を行う学校に引き続き在籍することが基本となることは言うまでもない。しかしながら、高等学校教育全体を柔らかなシステムにするという観点から、高等学校段階に進む時点での入退学について所要の配慮を行うことが大切である。すなわち、進路変更を希望する生徒に対しては、他の高等学校への進学などに必要な配慮をしたり、学校を活性化する観点からもある程度の数の者を高等学校段階で入学を認めることは、十分考慮する必要がある。なお、9年間の義務教育制度を前提として中高一貫教育を導入することからも、6年制の学校の場合、第3年次修了者が、中学校を卒業した者と同等に取り扱われるべきことは当然である。

こうしたことのほか、中高一貫教育の導入に当たっては、幾つかの配慮すべき点がある。先に中高一貫教育の問題点として、生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるおそれがあることを指摘したところであるが、この問題を和らげる上でも、途中で転学を希望する生徒に対して、十分に配慮をしていくことが求められる。また、こうした問題とともに、心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため学校運営に困難が生じる場合がある旨も指摘したが、これらの問題をできるだけ解決するため、日常の指導や学校運営に当たっても、中学校・高等学校の両段階を通じて教員が緊密に連携し、きめ細かな配慮をしていくことが必要である。その際、特に、生徒の発達段階の差異に応じた指導を行うこととともに、社会性や豊かな人間性の育成といった意義を持つ生徒の異年齢集団による活動を展開するに当たっては、様々な工夫を凝らしていくことが求められる。

「規制改革推進のための第3次答申」<抜粋> (平成20年12月22日規制改革会議答申)

各重点分野における規制改革 6 教育・資格改革 (1) 教育・研究分野

公立の中高一貫教育に関する問題点の是正

【問題意識】

中高一貫教育については、中央教育審議会第2次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(平成9年6月)において、意義と選択的導入が提言され、これを受けて「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成11年4月に施行、今日現在、全国で150校以上の公立の中高一貫校が設置されているところである。上記法令の国会議決に当たっては、「受験準備に偏したいわゆる『受験エリート校』化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること」、「入学者の選抜に当たって学力試験は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないように十分配慮すること」が、衆議院の附帯決議として盛り込まれ、参議院の附帯決議においても同様の文言が盛り込まれた。そこで文部科学省は、「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」(平成10年6月26日付け文部省初等中等教育局長・教育助成局長通知)を発出し、附帯決議の内容に十分留意し、中高一貫教育制度がその趣旨に沿って導入されるよう配慮する旨を求めたところであるが、現在、国会附帯決議や当該通知の趣旨を逸脱していると思われる学校が散見される。

このような法の趣旨、国会による附帯決議による法の運用方針、法解釈に関する文部科学省の通知は、現在にもそのまま妥当する公教育に関するきわめて適切な指針を示しているものと当会議は考える。特に、中高一貫校がいわゆる「受験エリート校」化しないことや、受験競争の低年齢化につながることはないよう、公立学校では学力試験を行わない等、入学者を定める方法などについて適切な配慮が必要とされていることは、とりわけ重要である。しかしながら、教育委員会によっては、単一教科の知識を問うものが学力試験であり、教科横断的な思考力、表現力など複合化・総合化した知識を問うものが適性検査であるなどと主張するところも見られる。また一部の公立の中高一貫校は、高い進学実績を誇る都道府県立高等学校に併設され、また適性検査と称して実態において学力検査に類似した検査が実施されるなど、まさにこれまで私立の学校法人が創意工夫の発揮や不断の努力を重ねてきた結果確立した中高一貫教育というビジネスモデルに、授業料が無償という優位性を持つ公立学校が参入し、同様の中高一貫教育を行うことは、公立によるクリームスキミング及び官による民業の圧迫に当たると考えざるを得ない。本来公立学校は、私学との共存共栄を図る観点から特段の配慮をなし対等な条件で競うべきものとする。

したがって、公立の中高一貫校においては、教育内容・プログラム等に関し、私学では達成困難なものを補完する形で公立ならではの特色を打ち出すべきであり、例えば所得の低い家庭やハンディキャップを持つ子女に対し一定水準以上の教育環境を保障するなど、公立が担うべき役割を明確化するべきである。

さらに、入学者を定める方法などについて、学校教育法施行規則第110条及びそれを準用した第117条において「学力検査を行わないものとする」と明定され本来は学力試験を行わないことになっていながら、適性検査の名の下に試験が行われている実態は是正すべきであるとともに、抽選、面接、推薦等の多様な方法を適切に組み合わせた形式で実施し、学力での選抜をしていないことを明確に示すべきである。

以上により、文部科学省は、「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立した際の附帯決議や文部科学省通知「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」の趣旨について改めて周知するべきである。また、公立の中高一貫教育制度は選択的導入が提言されて約10年が経過していることを踏まえ、現在の公立中高一貫校の実態を把握し、以下に掲げる当会議の指摘を踏まえ、問題点・課題についての点検・検証や改善方策等についての検討を実施し、本来の在り方に即して運営するよう、結論を得て抜本的な改善を図るべきである。

ア 学力検査又は結果として学力を問うこととなる適性検査を行わない

学校教育法施行規則や国会の附帯決議の趣旨を確実に担保し、受験競争の低年齢化や公立の中高一貫校の受験準備に偏したいわゆる『受験エリート校』化を防ぐためには、入学者の選抜の時点で学力の高そうな人を選びすぐって入学させること自体が適切ではない。適性検査の名の下に、内容において学力を問っている公立の中高一貫校は全体の8割にのぼり、学校教育法施行規則が公然と無視され、教育委員会による違法措置が蔓延している実態がある。小学校指導要領の範囲内試験である旨をうたう教育委員会は埼玉県、和歌山県、長崎県の3県であるが、その範囲内の学力を筆記試験で問うことはすなわち学力考査であって、自ら違法を宣言しているに等しい。また、単一教科の知識を問うものが学力試験であり、教科横断的な思考力、表現力など複合化・総合化した知識を問うものが適性検査であるなどと主張する教育委員会もあり、その場合には適性検査がより高い学力を問うことになるのは明白である。ましてや通塾するなど何らかの対策が必要もしくはそれが有利になるような内容の出題により、結果として学力、しかも高度の学力を問うこととなる検査がなされている実態も蔓延しているが、このような場合高額所得者等が有利になるなどさらに問題が大きい。

また、首都圏の公立中高一貫校の9割以上の中学校の受験偏差値が学習塾によって判定されていることは、通塾などによる特別の「学力」対策が有利になることによって私立学校との併願者が多くいる証左である。公立中高一貫校に実際に入学する生徒の相当部分が小学校時代に通塾したか否か、私立中学校を受験したか否かは、公立中高一貫校が、受験競争の低年齢化や受験準備に偏したいわゆる『受験エリート校』化しているかどうかを判定する上で、欠かすことのできない判定材料であって、これらを調査しないことは、国会の附帯決議等にある適切な設置趣旨に合致しているか否かの判断を逃れようとするものであり、公立中高一貫校の対応としてはあるまじきものである。併願状況や通塾状況を調べる必要性を感じないなどと主張する教育委員会が存在するという実態を踏まえ、公立の中高一貫校は、入学者の私立との併願状況や通塾状況を調査し、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化しているかどうかを実証的に検証するべきである。入学者に占める私学併願者等が過半数を超えるような場合にはそのような事態が生じなくなるよう、私学併願に関する志願者の要件、「適性検査」の内容や入試のあり方を見直すべきである。

さらに、小学校長が作成する調査書等を合否の判断材料の一つにすると募集要項において公表している公立の中高一貫校は東京都、広島県、愛媛県、佐賀県にある15校であるが、総合的な学習の時間や特別学習、部活動の記録等については一切点数化せず、小学校における学力の結果である成績を点数化し、いわば学力の高低そのものをまさに合否の判断材料にしている自治体がある。これは受験競争の低年齢化を招くことがないように十分に配慮することとされた付帯決議の趣旨に反するものであるとともに、学力検査を行わないものとされた学校教育法施行規則の趣旨に反する。

入学者を定める方法について、受験競争の低年齢化につながることをないよう、適性検査の内容を抜本的に見直すとともに、抽選、面接、作文、推薦等の学力外の検査に限った多様な方法を適切に組み合わせた形式で実施することとし、学校教育法施行規則で定められている「学力検査を行わない」ことを徹底すべきである。この際、ペーパーテストによる「適性検査」と称する検査は、いかに内容を見直しても事実上「学力検査」の脱法的な手段として用いられやすいという性質を持つ以上、採点のばらつきによる効果も含め、「適性検査」結果の比重が他の形式による入学者を定める方法と比べて重くなることをないよう措置すべきである。

イ 抽選を必須とし、その倍率を3倍程度以上とする

抽選は、「学力検査」を禁じるという法の趣旨を担保する上で、最も恣意が混入しにくく、客観的で実効性があり、また入学希望者に対しても説明しやすい公平な選抜方法であることから、受験競争の低年齢化を招くことのないよう、最初に面接等に限った学力外検査を行うにしても、最終的には、3倍程度の倍率以上の抽選を必須とするべきである。この措置は、いわゆる難関大学への高い進学実績を持つ高校、いわゆるエリート進学校については、高い学力を持つ生徒を選抜しようとする脱法的な選抜方法が事実上取られることを防ぐために特に必須である。

ウ 子女の家庭状況の調査を実施する

教育の機会均等をうたうならば、所得やハンディキャップ等の要件を出願資格に明記した上で入学後に調査を実施し、実態が理念に即しているか調査を実施すべきである。また、すべての学校において高額所得者や塾通いをした者が有利になる実態があるならば、それを是正する措置を取るべきである。このため入学者の所得、併願状況を調査し、公表すべきである。

エ 入学承諾書の提出を地域公立中学校と同時期とする

入学承諾書の提出を求めるのであれば、入学該当候補者の決定後、入学該当候補者が提出する入学承諾書は、不当な囲い込み手段とならないよう地域の公立中学校と同時期に提出するものとするべきである。

オ いわゆるエリート進学校への併設等を見直す

いわゆる難関大学への高い進学実績を持つ高校、いわゆるエリート進学校への併設等は、中高一貫校が「受験エリート校」化する蓋然性が大きく、設置の趣旨に反する。特に、いわゆるエリート進学校の中でも、高い進学実績を誇る地域のトップ校への併設等は行わないこととすると共に、エリート進学校への併設等を見直すべきである。

カ 私立学校との協議の場を保障する

公立の中高一貫校については、義務教育を担うものであり、公立と私立の共存共栄、公正な競争のためにも、公立の中高一貫校を設置しているもしくは設置しようとしている教育委員会は、同じ都道府県内に私立学校が存在している場合には、当該私立学校や当該都道府県の私立学校団体と協議し、入学者を定める方法の決定や学校運営等を行うべきである。

公立中高一貫校による原価をまかなう授業料等の徴収

公私共に生徒一人当たり同額の公的助成金を受けた上で、人件費等の直接間接の経費を私学と同等にまかなう授業料等を、中学校、高校ともに必ず徴収するという制度をとった場合には、競争条件が同等となるので上記ア - カは適用されなくてもよい。しかし現行制度のように公立中学校の授業料の無償原則がある場合、又は仮に公立中学校の授業料を徴収する場合であっても私学と同等に経費を賄うだけの授業料が中学校、高校ともに完全に徴収されるのではない場合は、公立によるクリームスキミング及び官による民業の圧迫となる以上、上記ア - カは適用されるべきである。

【具体的施策】

文部科学省は、「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」(平成10年6月26日付け文部省初等中等教育局長・教育助成局長通知)において、中高一貫教育制度の趣旨について周知している。

中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行うべきである。

その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討するべきである。【平成21年度中に検討開始】

「規制改革推進のための3か年計画」(再改訂) <抜粋> (平成21年3月31日閣議決定)

重点計画事項 17 教育・研究

(5) 公立の中高一貫教育に関する問題点の是正【平成21年度中に検討開始】

文部科学省は、「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」(平成10年6月26日付け文部省初等中等教育局長・教育助成局長通知)において、中高一貫教育制度の趣旨について周知している。

中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。

その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。(教育イ)

現状(実態調査(結果))

中高一貫教育に関する実態調査(結果)

調査対象・項目

【調査対象】

全国の中高一貫教育校(中等教育学校・併設型・連携型)、都道府県・市町村教育委員会

【調査項目】

- 1 中高一貫教育の導入に係る経緯
- 2 教育課程の内容
- 3 教育活動の状況
- 4 入学者選抜の状況
- 5 教育委員会からの回答

【調査時期】

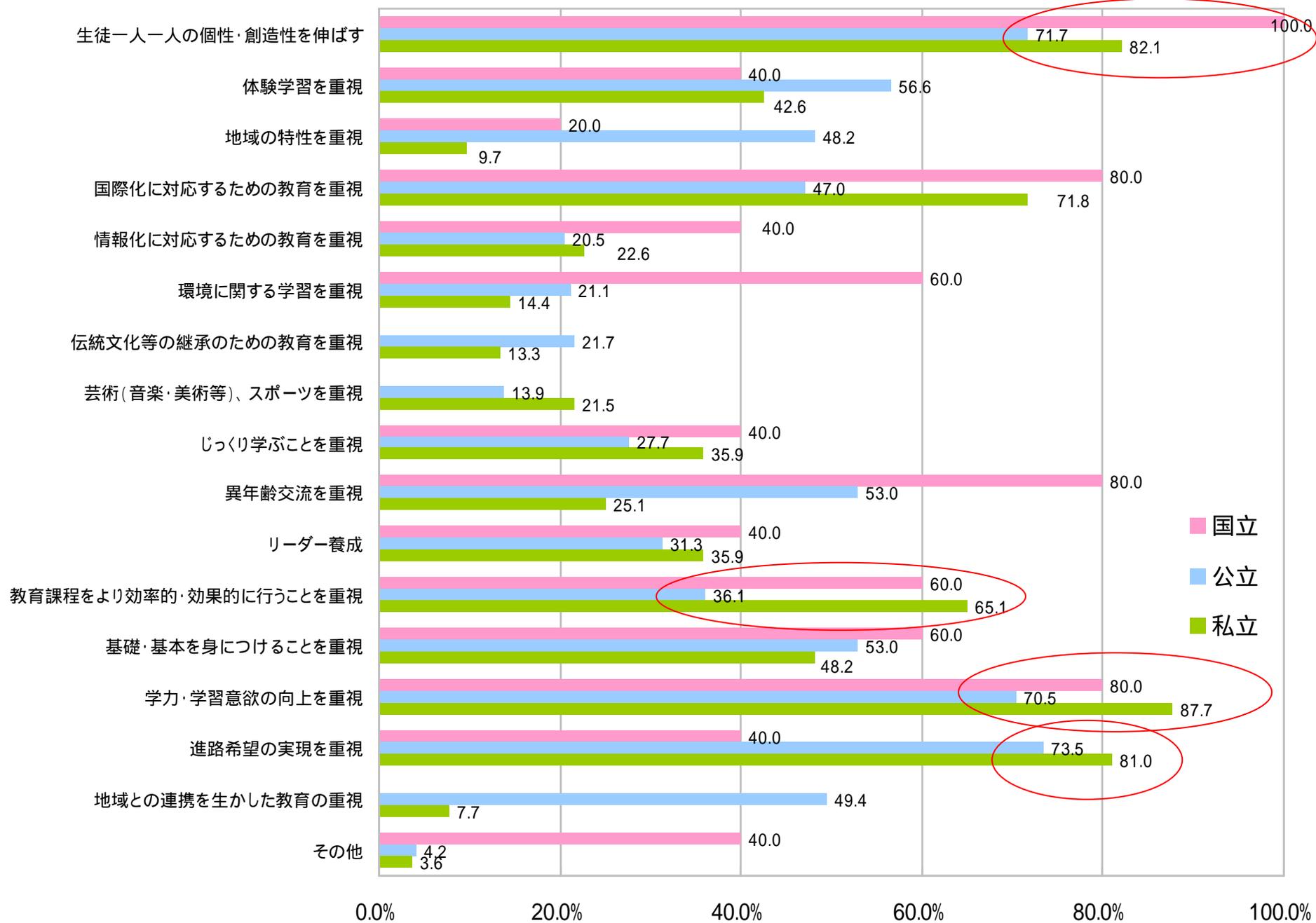
平成22年3月

【回収率】

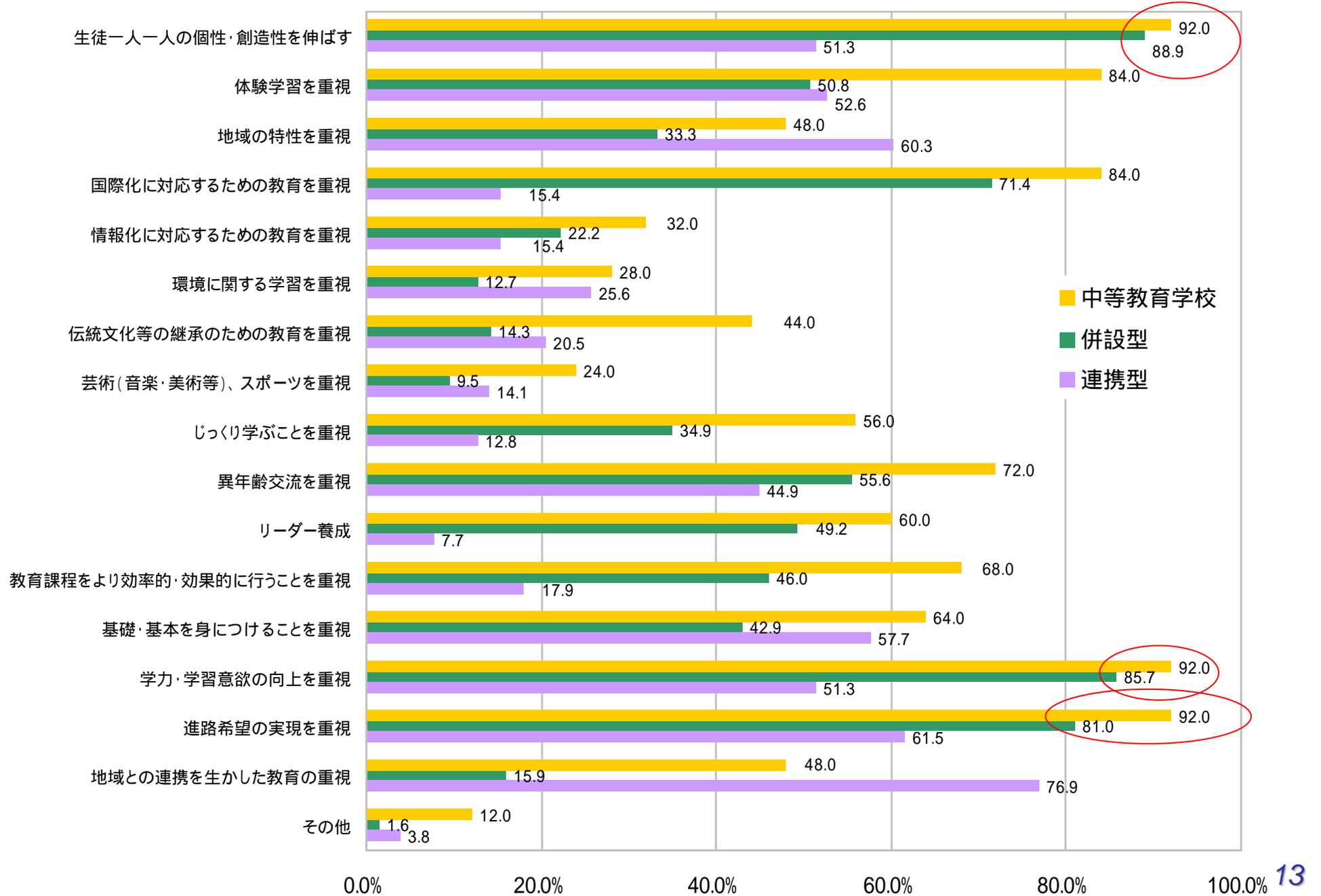
99% 366校(平成21年度設置数 370校)

1. 中高一貫教育の導入に係る経緯等

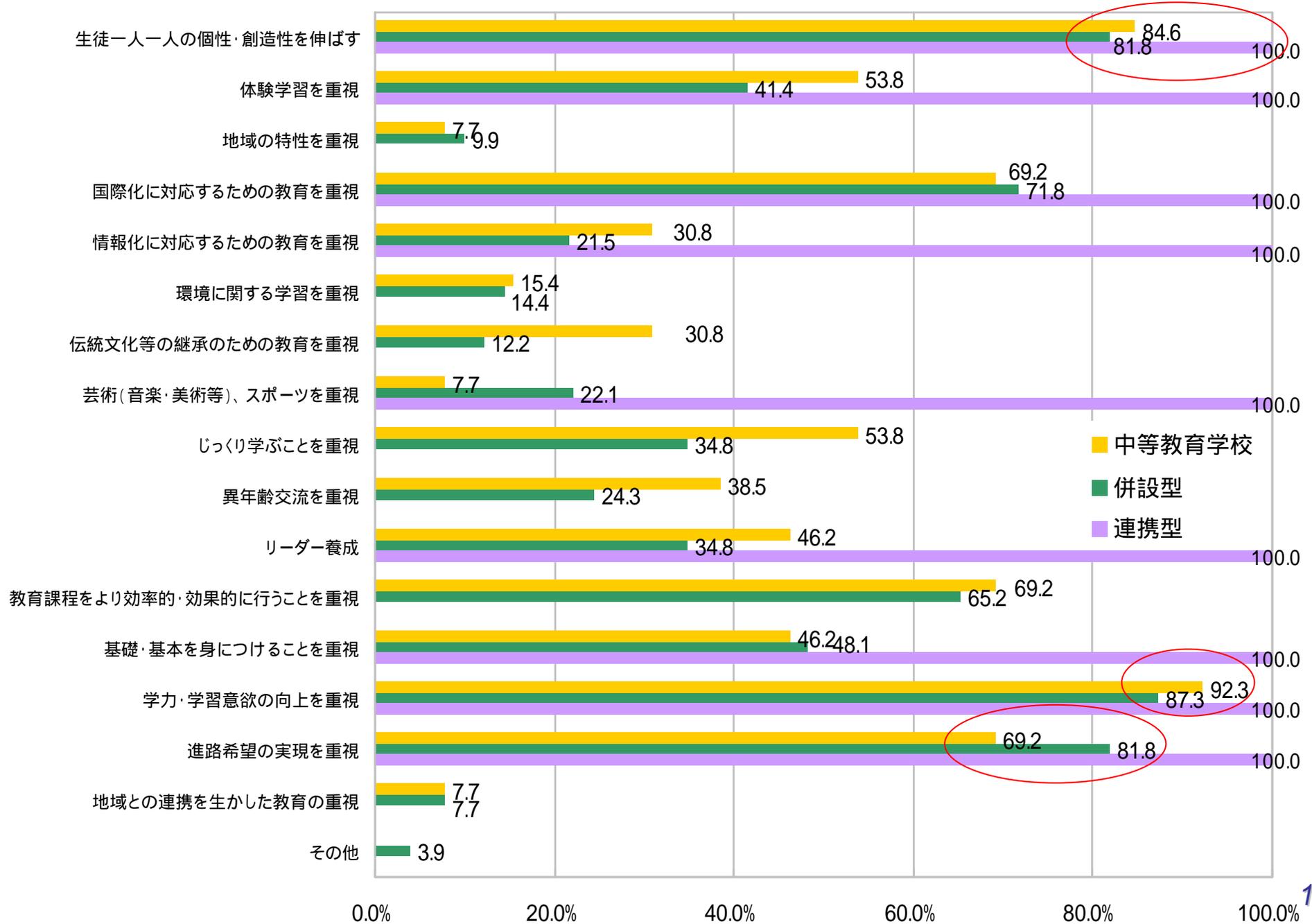
(1) 教育活動の特色について(国公私別)



(1) 教育活動の特色について(公立)



(1) 教育活動の特色について(私立)



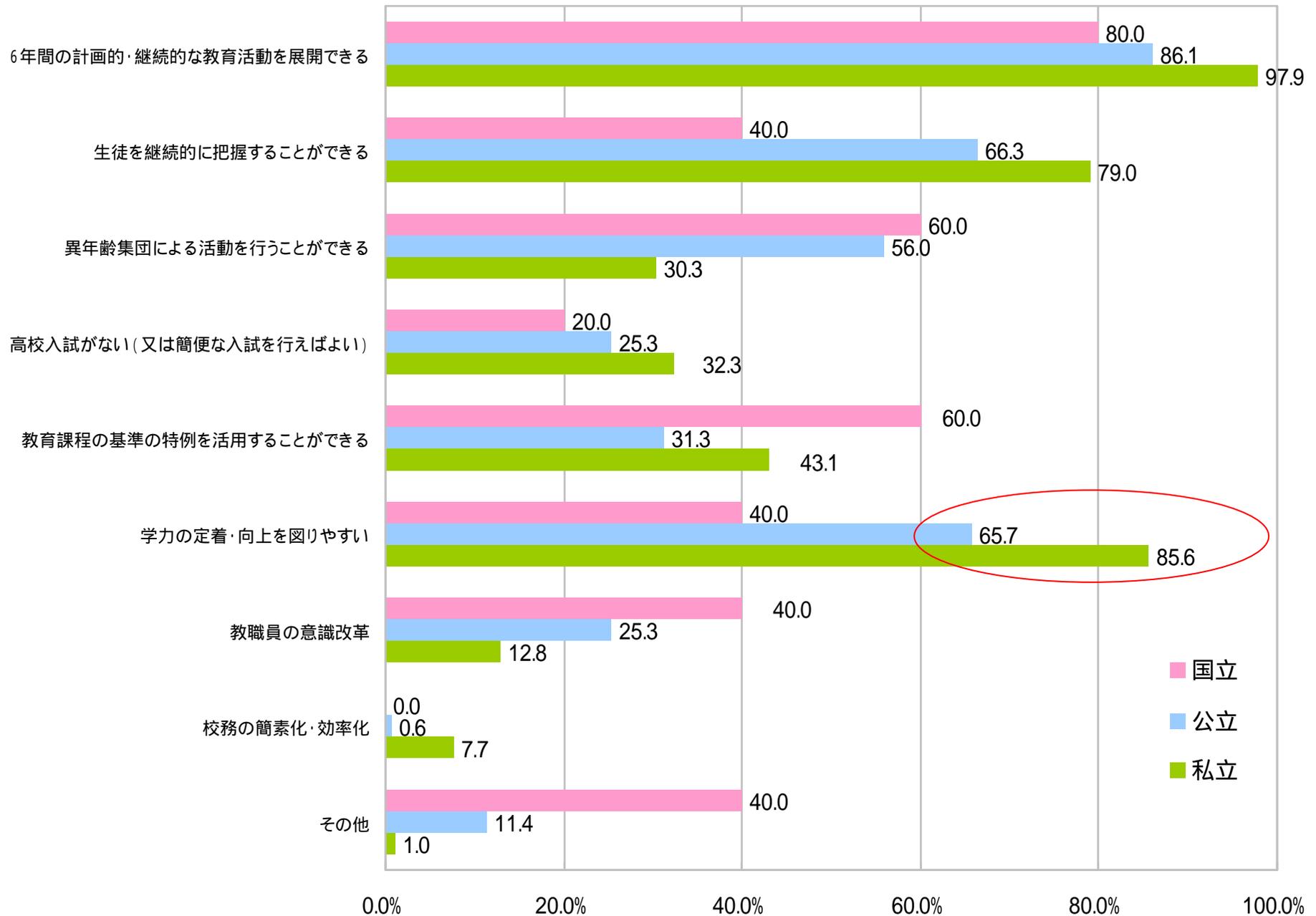
【特徴】

全ての国立中高一貫校(以下、国立という。公立・私立についても同様。)において生徒一人一人の個性・創造性の伸長を特色としているほか、公立私立とも特色と据える学校が多い。

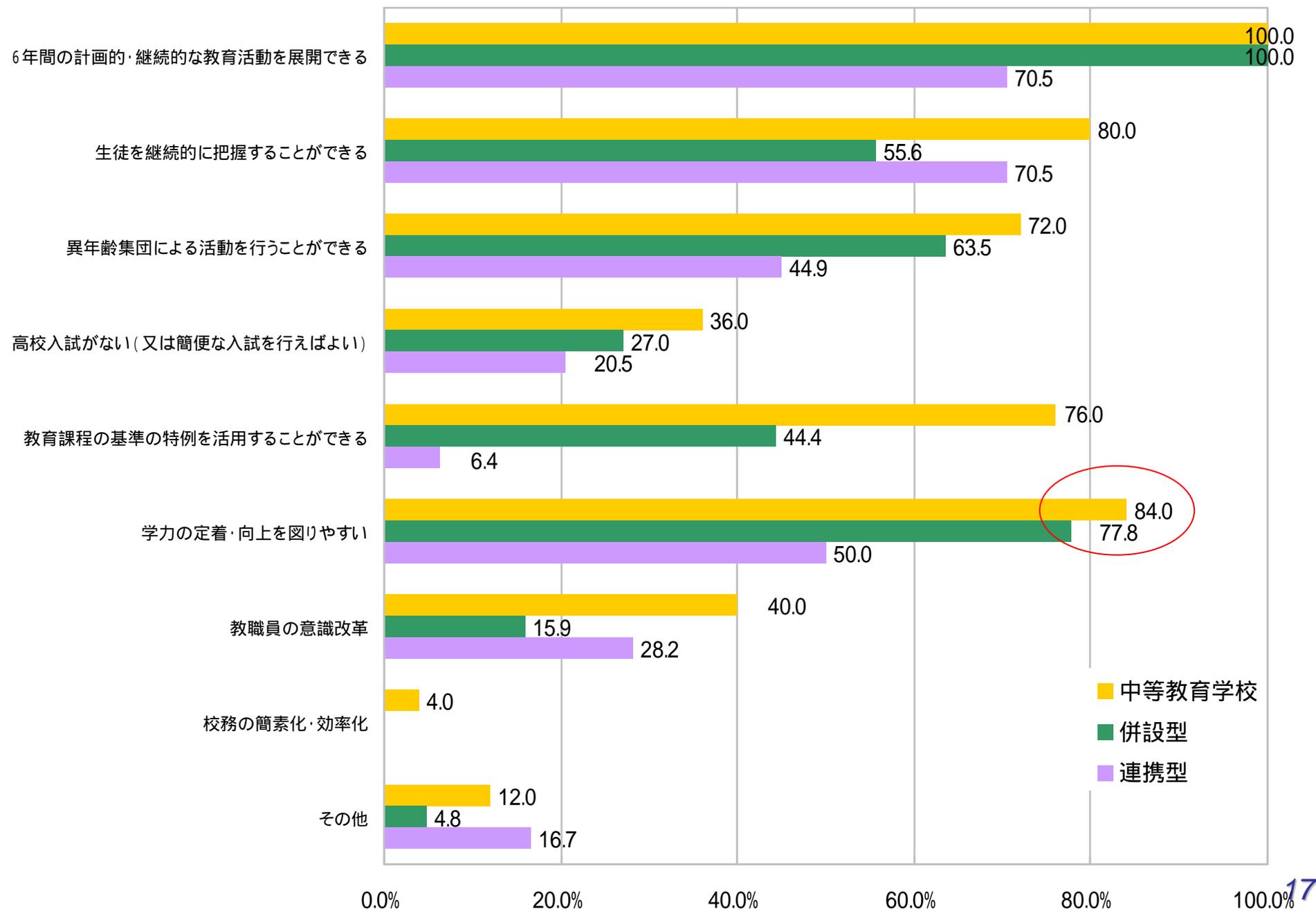
学習・進路指導に関することは国公立を問わず重要視されており、特に学力・学習意欲の向上を重視する学校の割合はいずれも70%を超える。生徒や保護者のニーズ、公立高校においては地域のニーズにも応えている結果と推察される。

国立・私立においては、約6割の学校が教育課程をより効率的・効果的に行うことを重視している。公立において割合が低いのは、特例の活用が難しい連携型が多いことに起因していると考えられる。中等教育学校と併設型に限定すれば50%を超える。

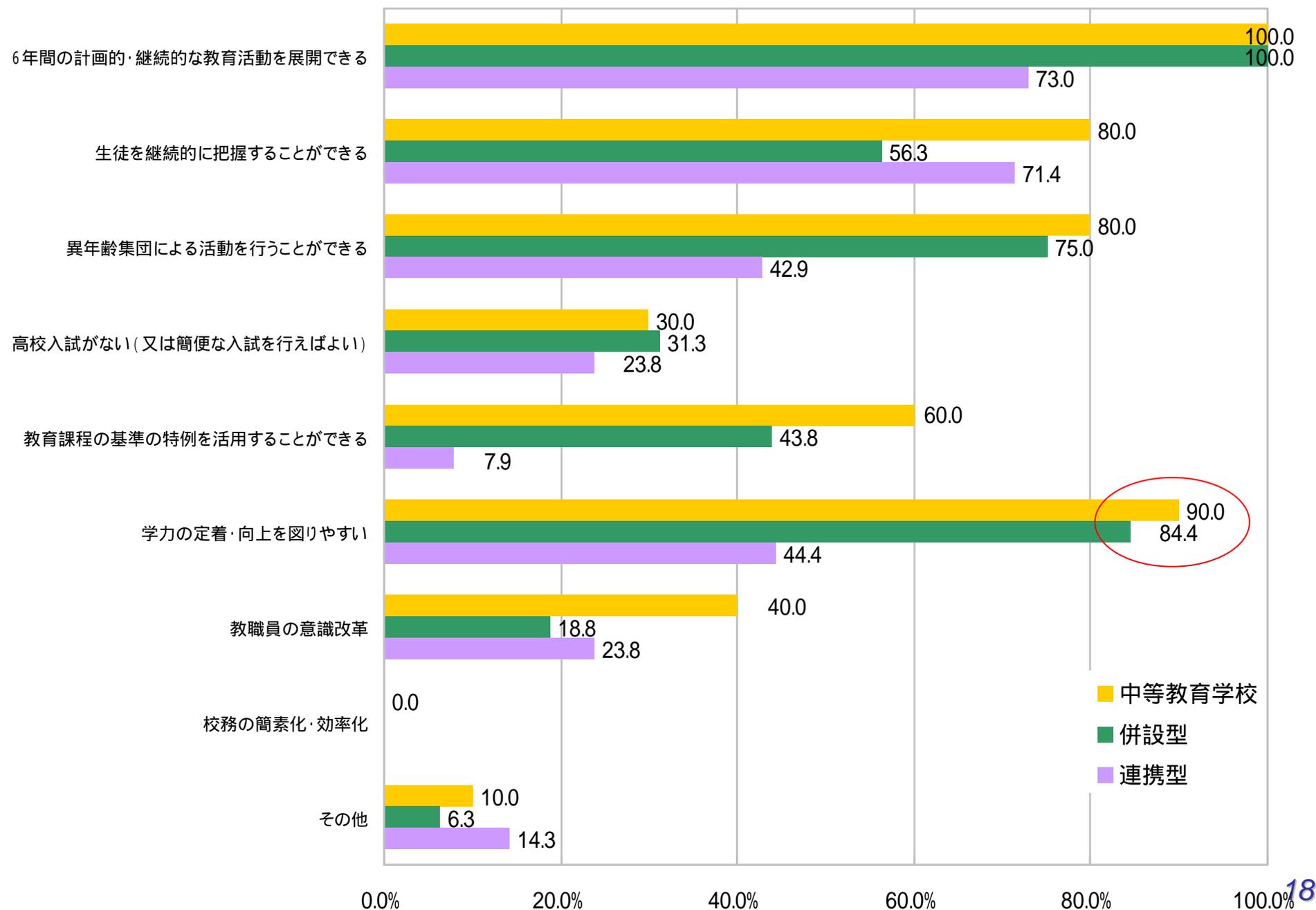
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(国公私別)



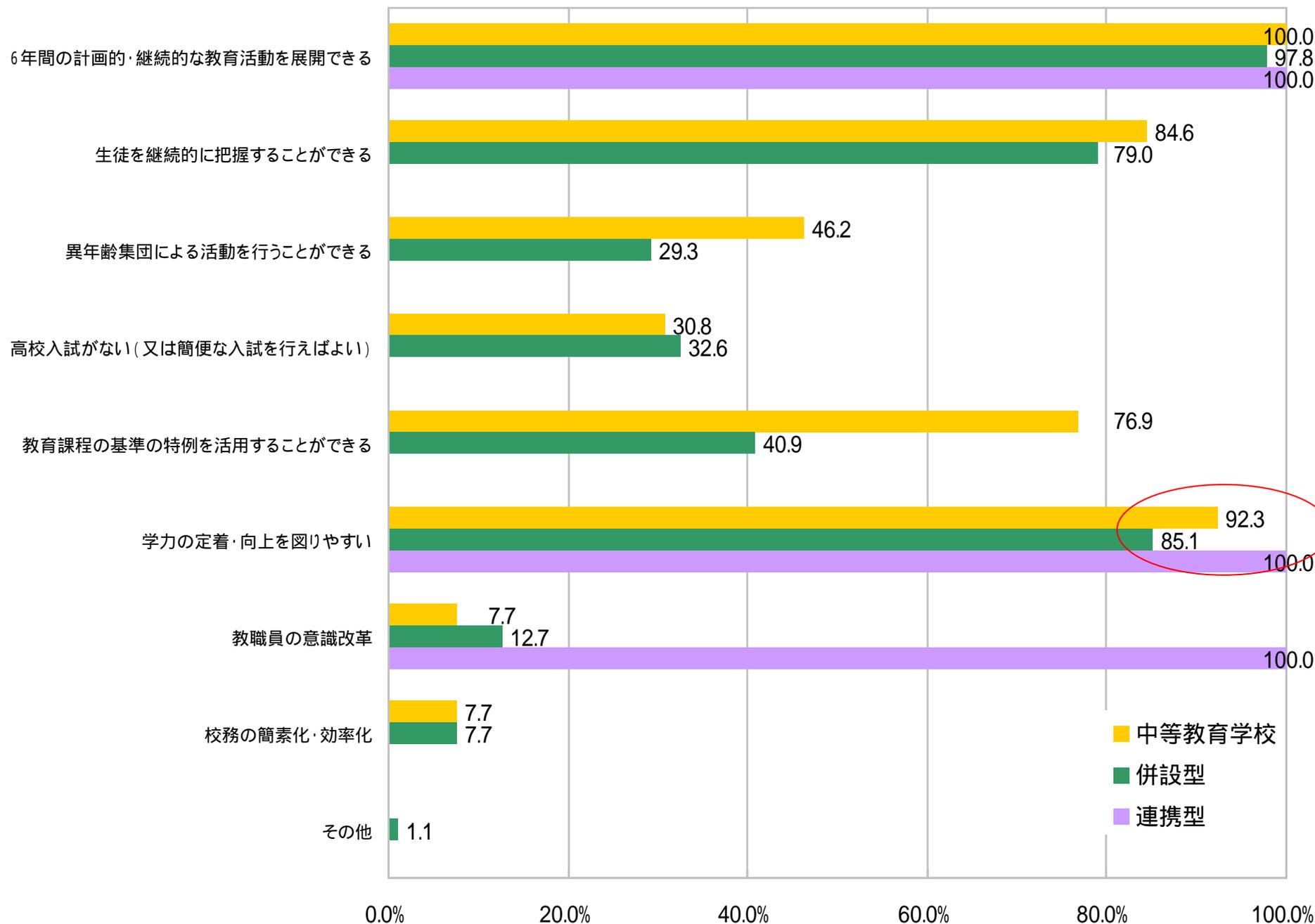
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(公立)



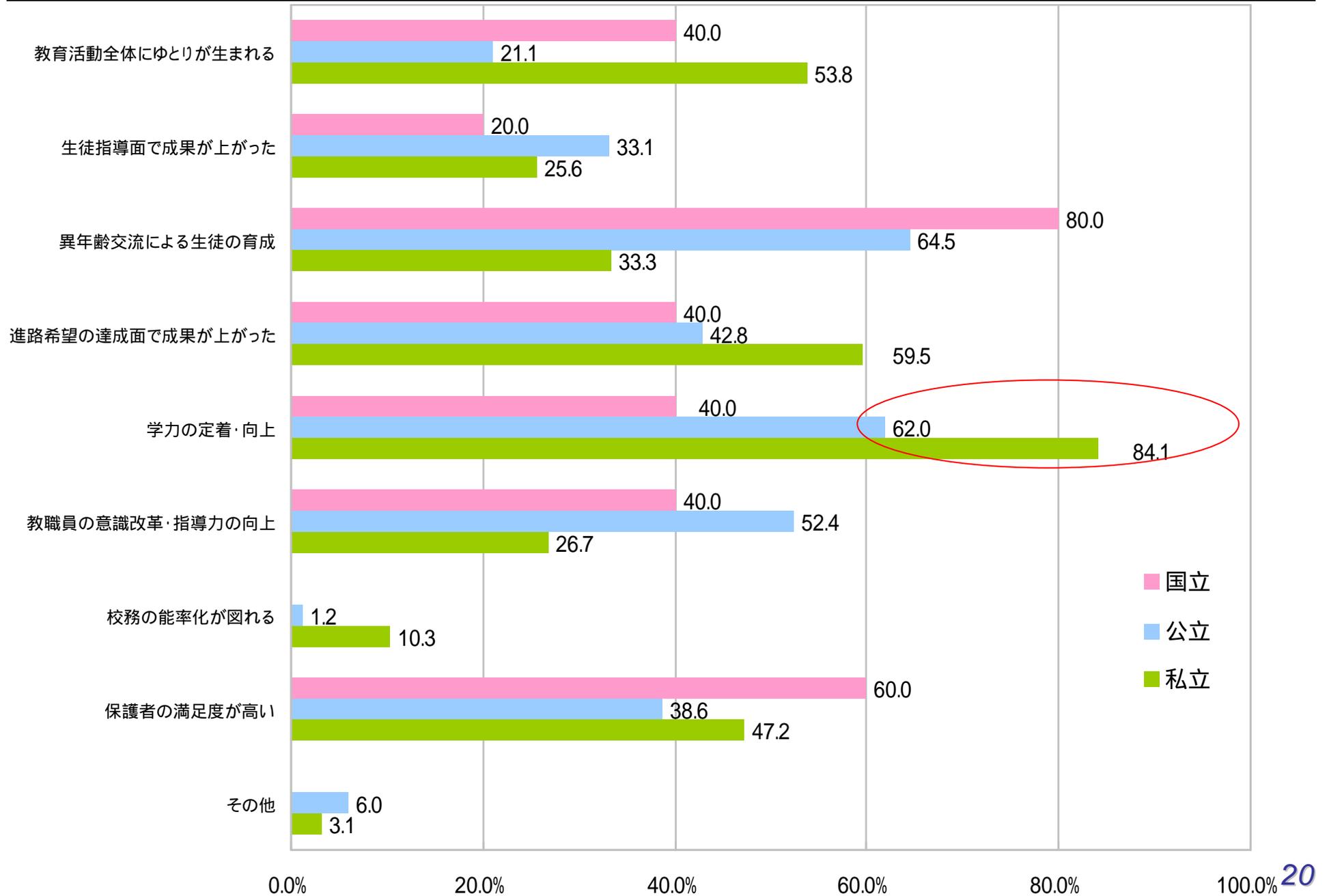
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(公立(平成11～16年度設置校抽出))



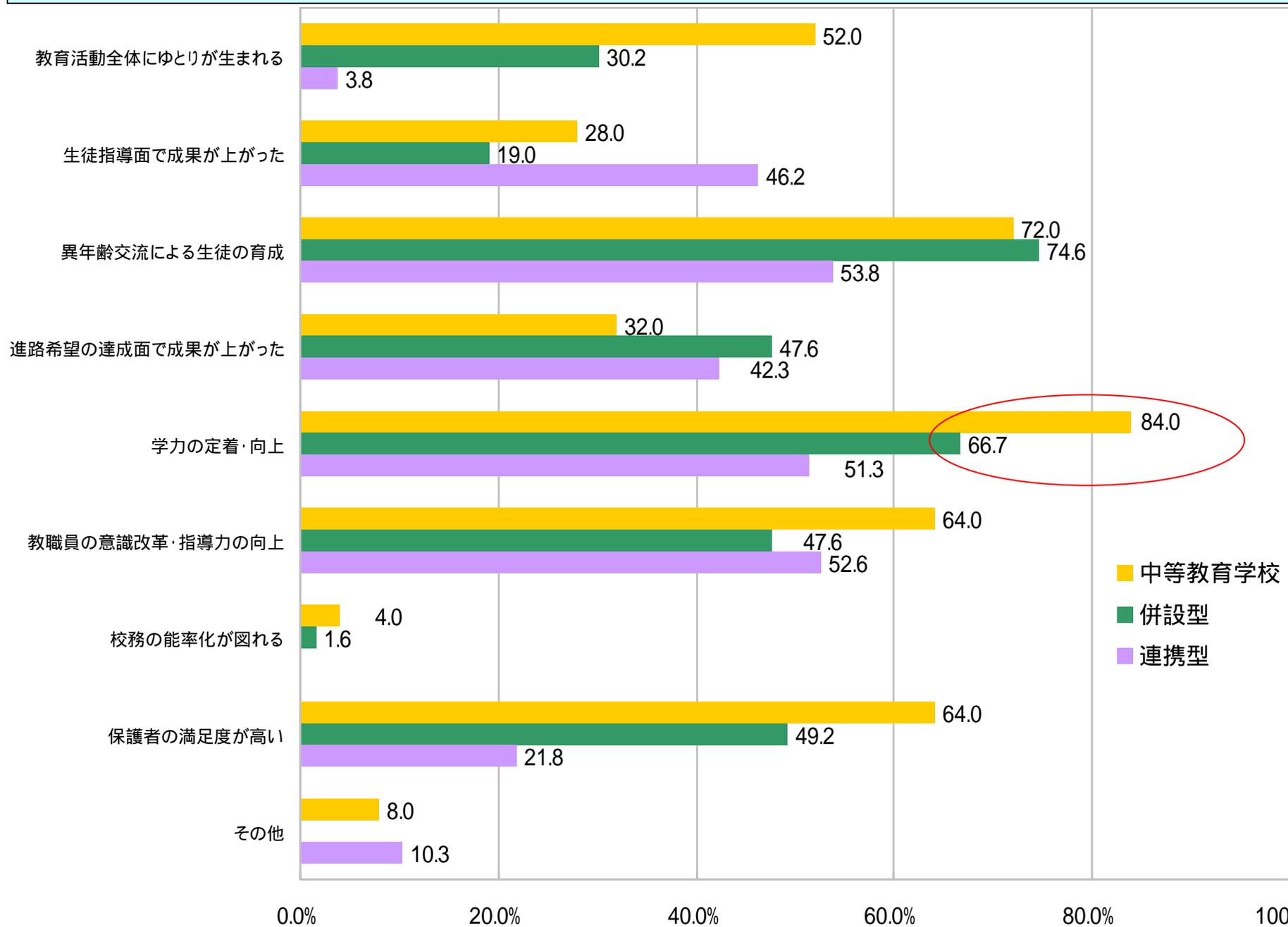
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(私立)



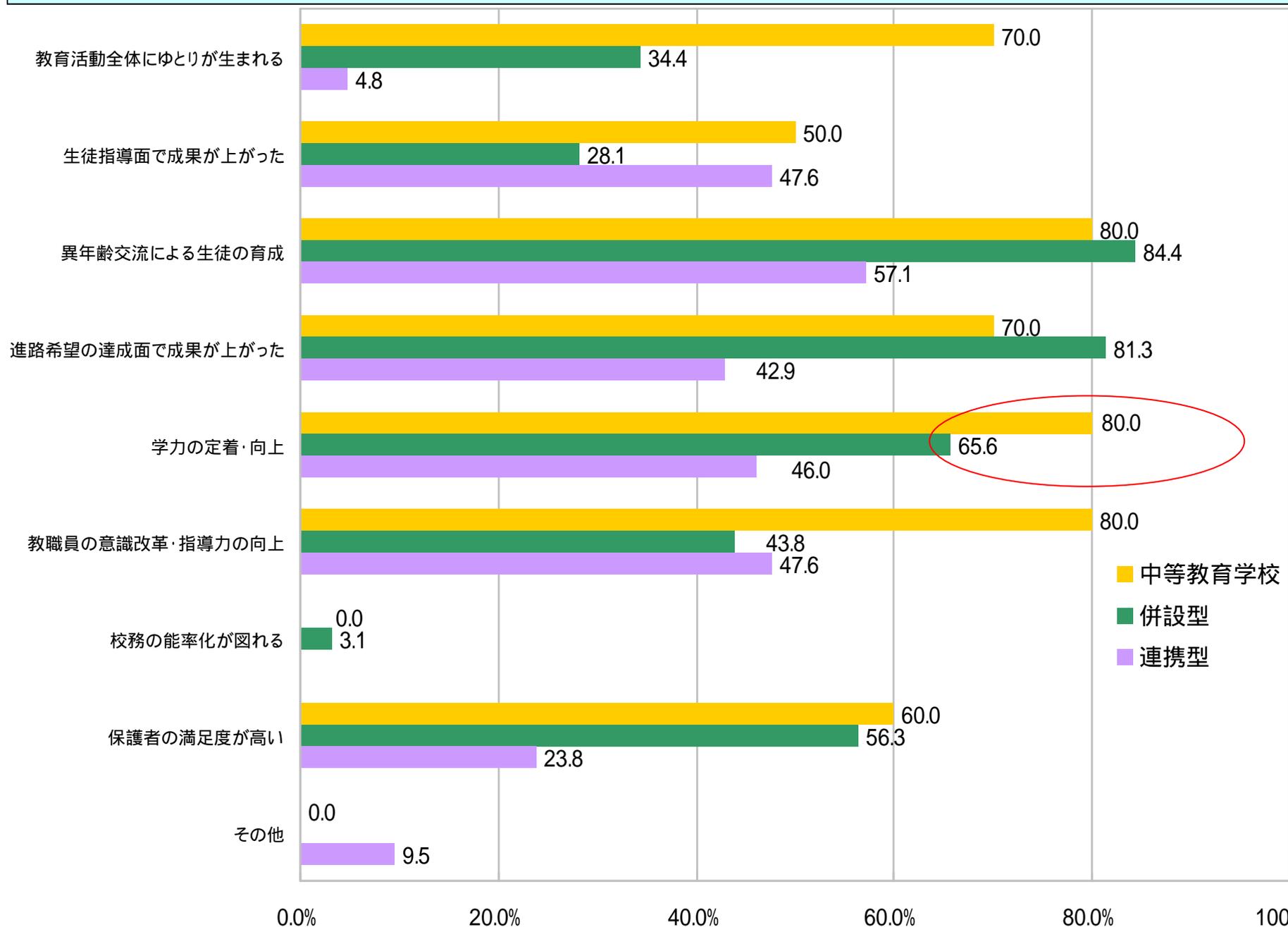
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(国公私別)



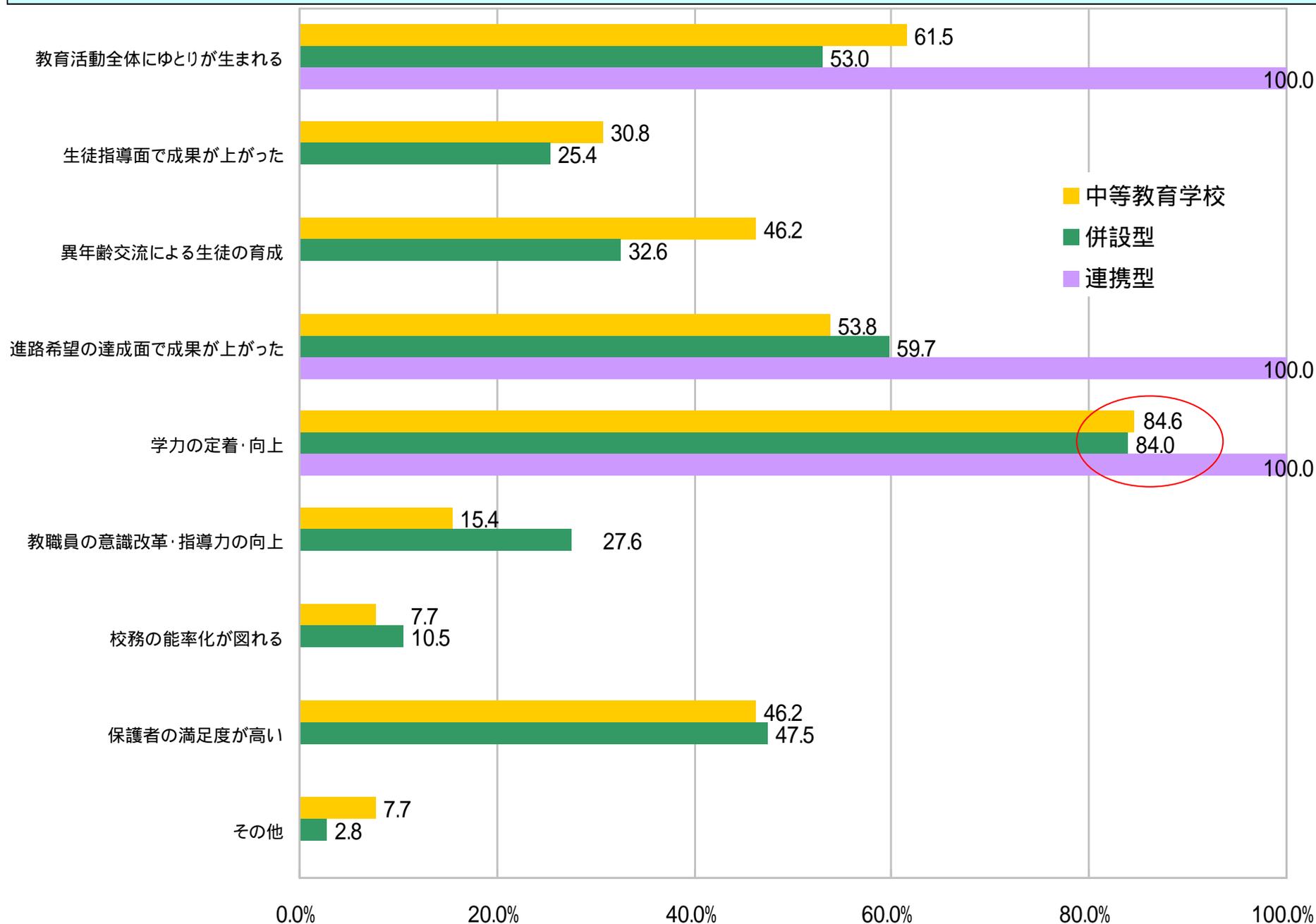
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立)



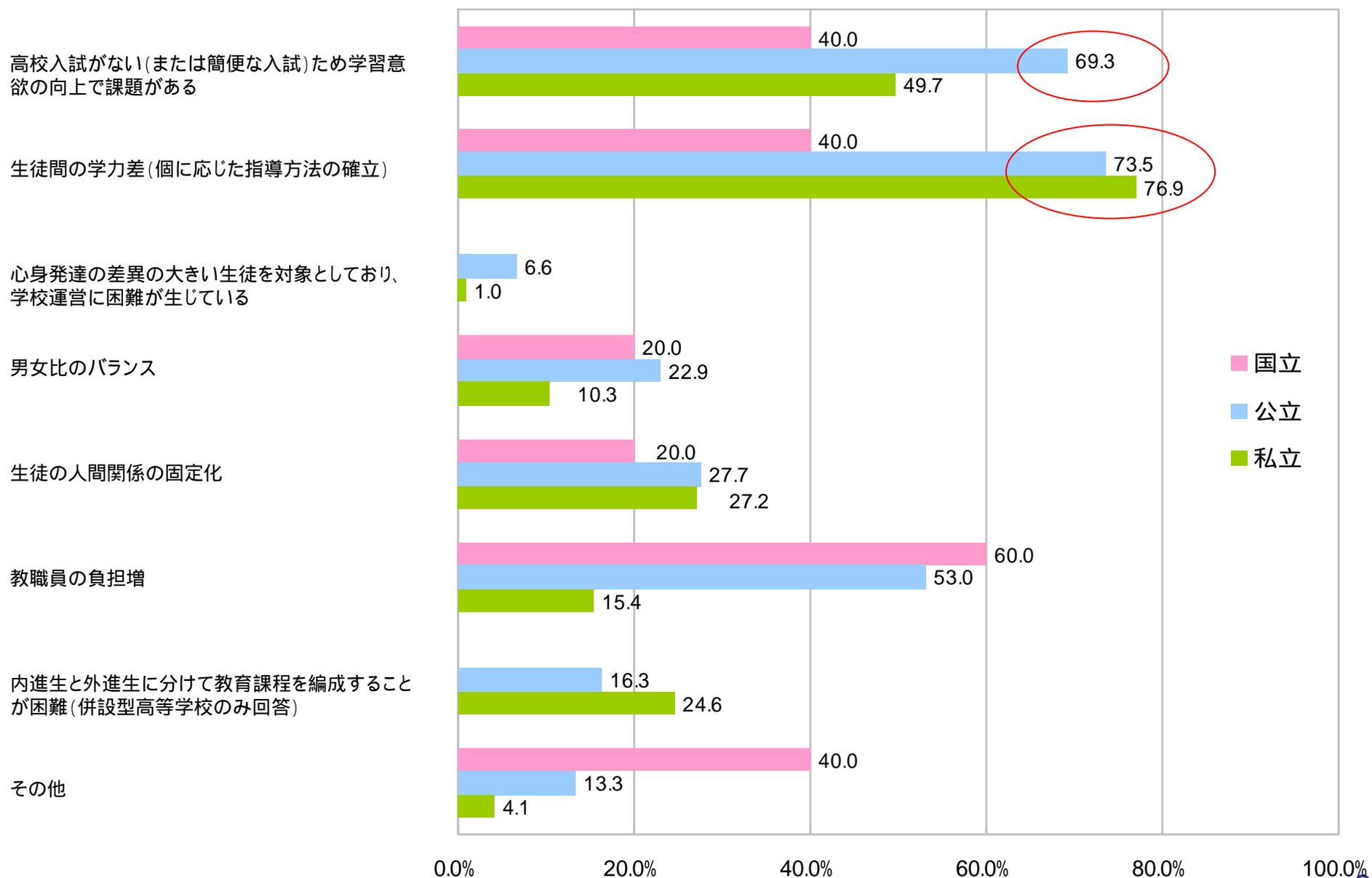
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立(平成11～16年度設置校抽出))



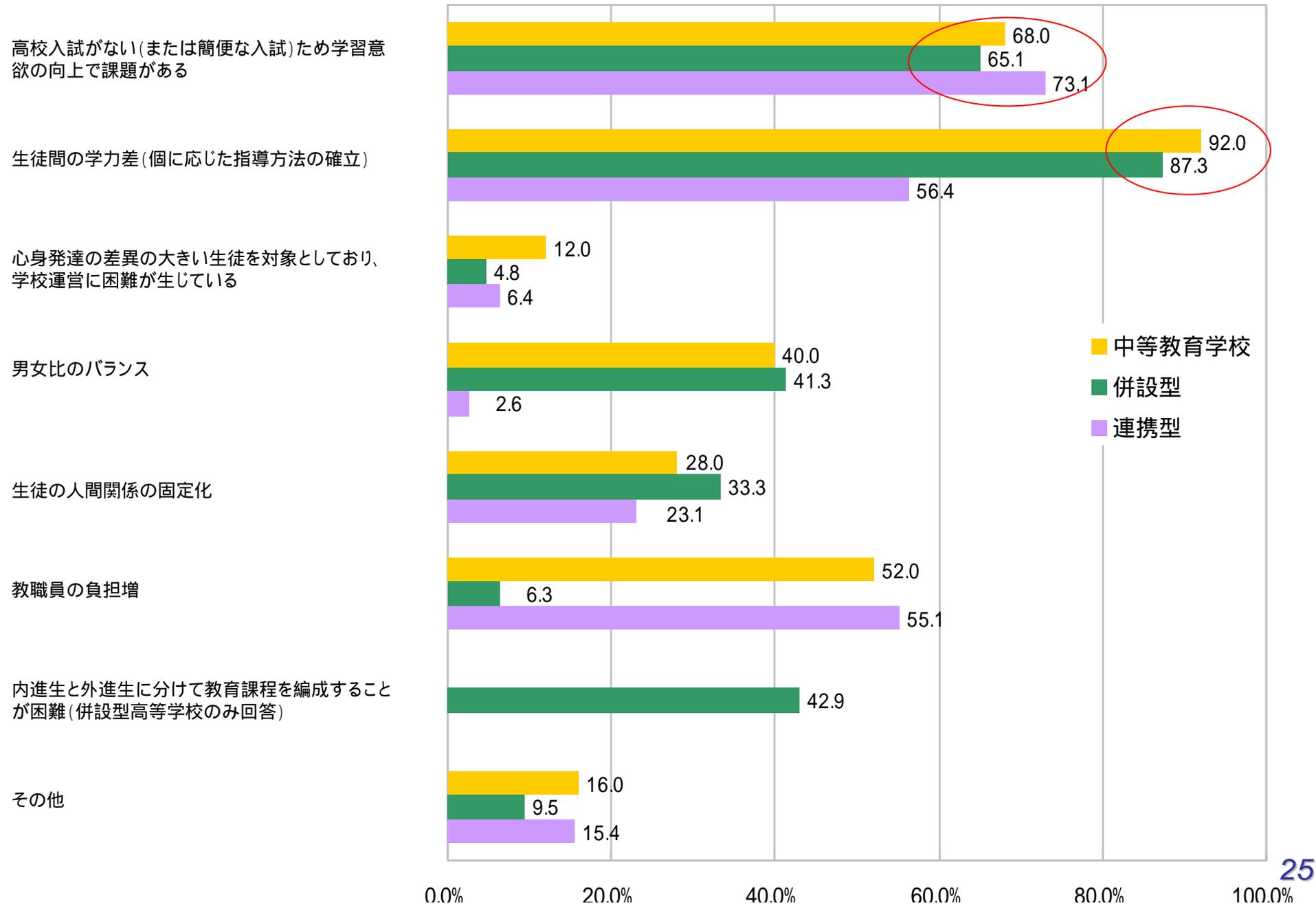
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(私立)



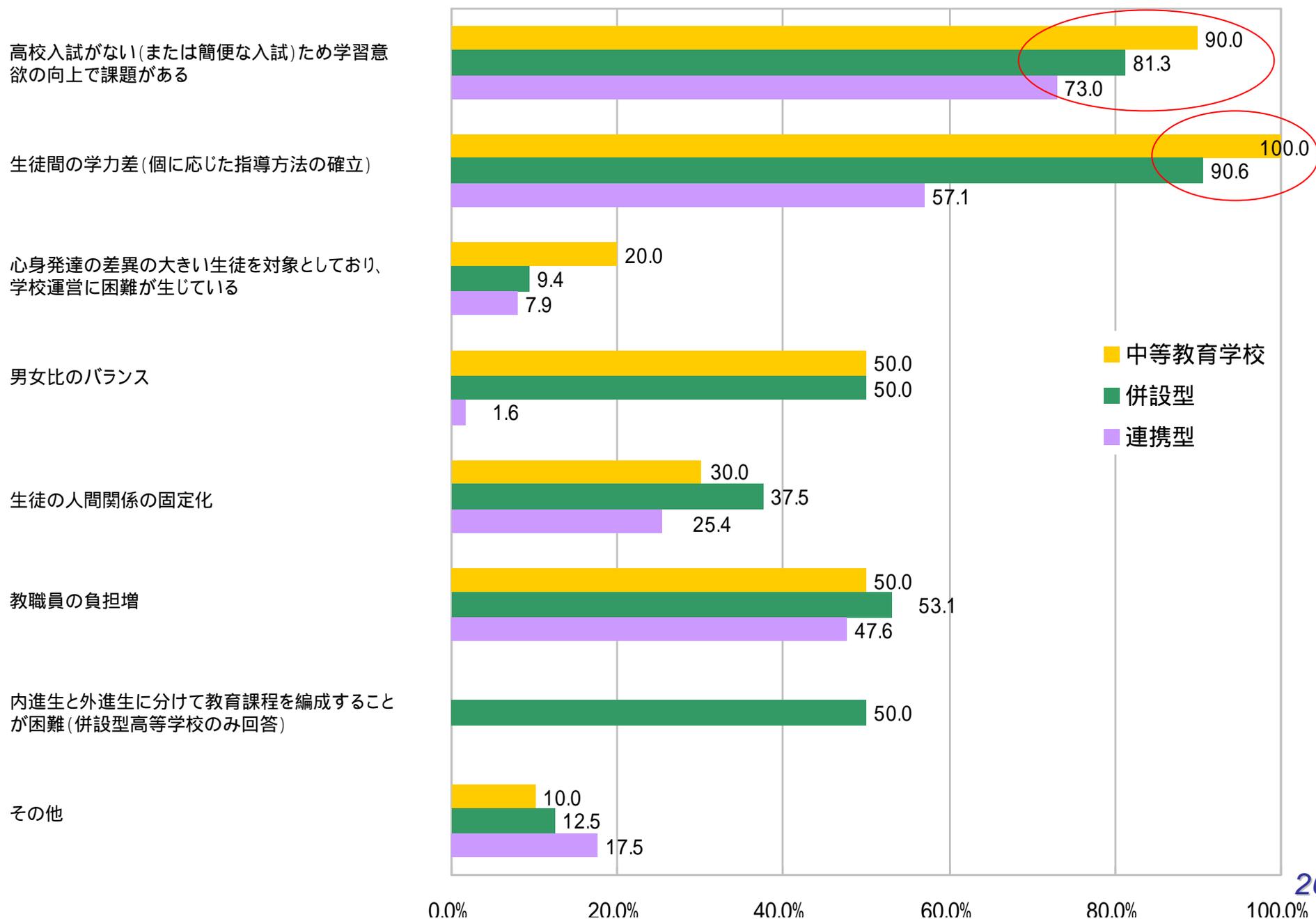
(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(国公私別)



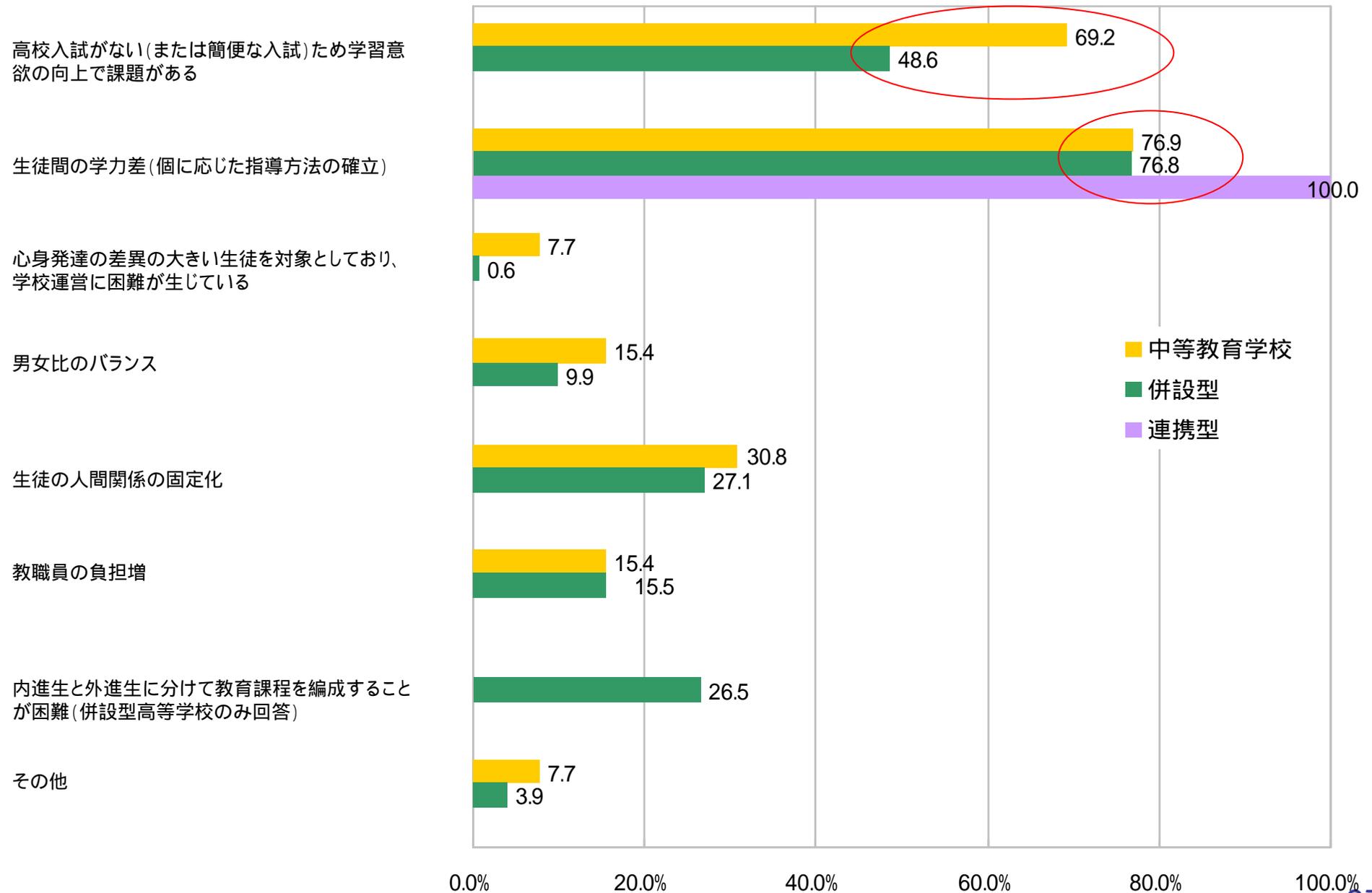
(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立)



(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立(平成11～16年度設置校抽出))



(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(私立)



中高一貫教育実施にあたって、課題と考えている事項の解決のための学校における具体的な取組内容

1. 高校入試がない(または簡便な入試)ため学習意欲等の面で課題がある

【中等】

3年次と4年次の学習内容の組替えによる意欲の継続

3年次に到達度テストを行ない、定着度を確認のうえ、指導に活用

学習内容の定着を図るための補習等の実施

【併設】

学力検査問題あるいはそれと同程度の難易度の問題による試験の実施。

中学校の学習内容に関する課題の提示。

高等学校の教員による中学生への面談、講話の実施

高校生による中学生への指導(講話、補講等)

業者模試等を利用して意欲を喚起

進級認定試験の実施

【連携】

学力検査問題あるいはそれと同程度の難易度の問題による試験の実施。

到達度テストの実施

連携入試合格者に対する、高校の教員による学習会の実施

冬休み、内定後、春休みなどさまざまな機会での課題の提示

連携型入試における学力検査の導入及びその検討

2. 生徒間の学力差(個に応じた指導法の確立)

【中等】

習熟度別授業、少人数授業の実施

朝、放課後、土曜日、長期休業日を利用した補習の実施

個別指導の強化(個別課題による添削指導、ノート点検、面接指導等)

【併設】

習熟度別授業、少人数授業の実施

朝、放課後、土曜日、長期休業日を利用した補習、質問教室の実施

生徒どおしの学びあいの機会の確保

中学校で先行学習(教育課程の基準の特例の活用)を行わない

高等学校では単位制による個に応じた指導を行う

内進生に較べ外進生の学力が相対的に低い現状を踏まえ、習熟度別編成、少人数授業を行う

適性検査で選抜され入学してきた生徒であり、学年が上がるに従って学力差が生じており、補習等で対応

放課後や休日を利用した個別補習、遅進者への指名補習等による個に応じた対応

下位クラスのぬるま湯体質を改善するため、習熟度別クラス編成を廃止し、個に応じた課題を課す等の個別指導による対応を模索

【連携】

習熟度別授業、少人数授業の実施

発達障害のある生徒への対応

:国公立問わず回答が多かったもの :私立のみに見られる回答

(5) クロス分析 (学力の定着・向上)

公立・私立とも多くの学校が学力の定着・向上をねらいの一つとして中高一貫教育を導入し、成果を上げている反面、生徒間の学力差に苦慮している。

中高一貫教育導入のねらい

学力の定着・向上を図りやすい

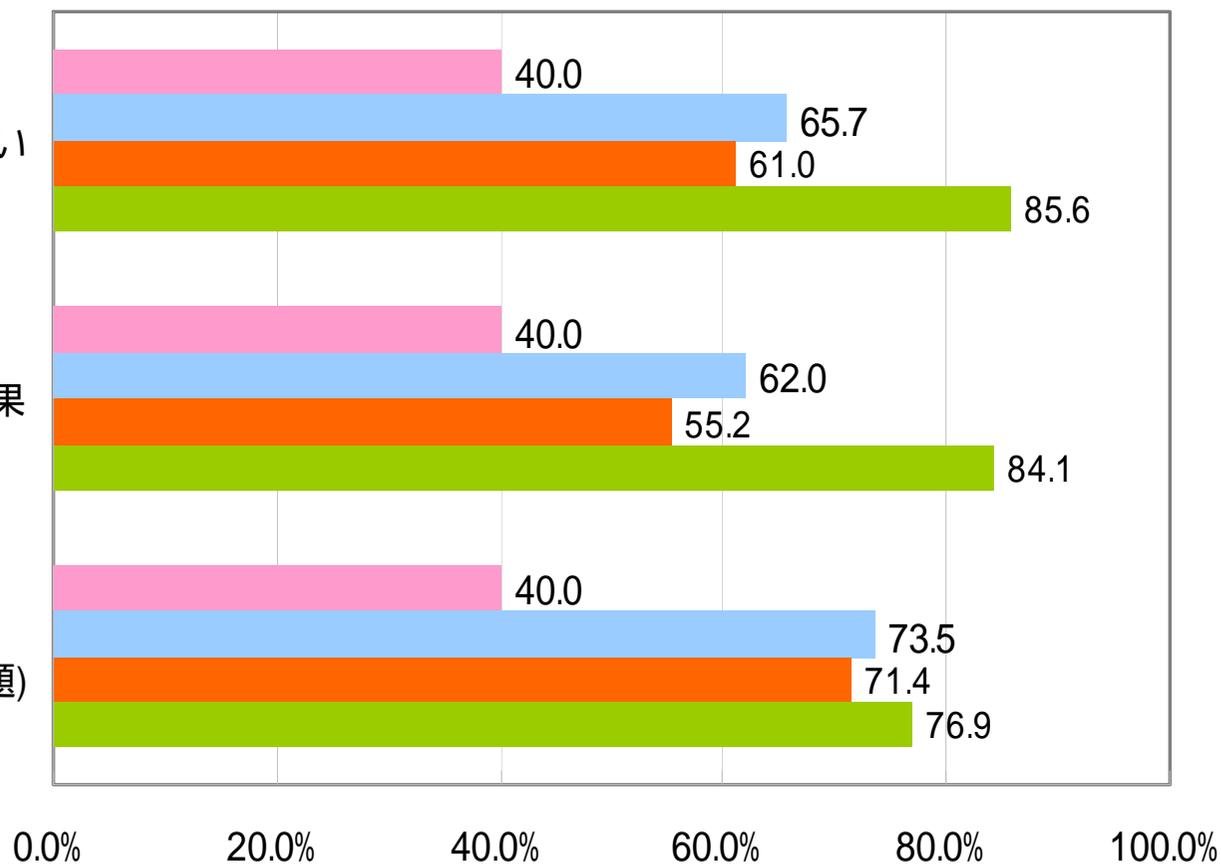
中高一貫教育導入による成果

学力の定着・向上に成果

中高一貫教育実施にあたっての課題

生徒間の学力差
(個に応じた指導法の確立に課題)

- 国立
- 公立
- 公立(H11～H16)
- 私立



【特徴】

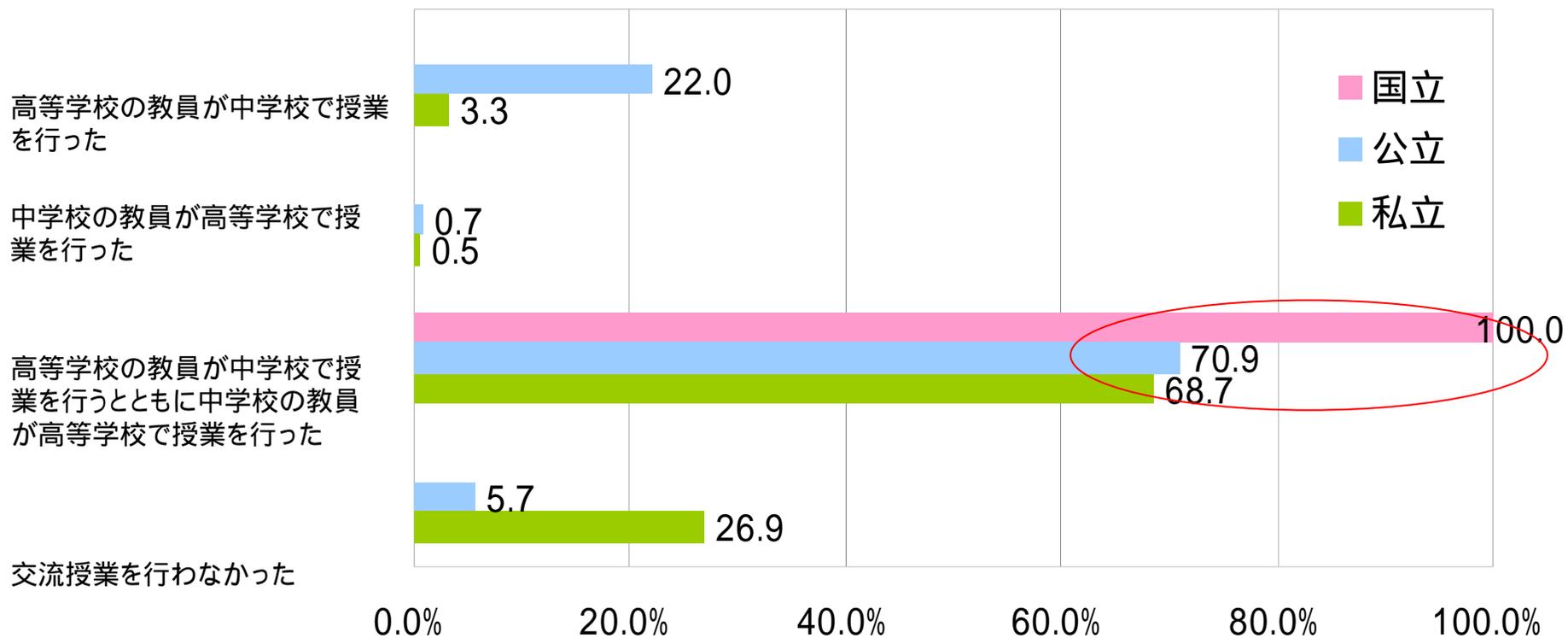
公立の6割超、私立の8割超が、学力の定着、向上を図ることをねらいとして中高一貫教育を導入している。

学力の定着、向上については、国立・公立・私立とも、導入のねらいとしていた学校数に近い数の学校で、成果があったとしている。

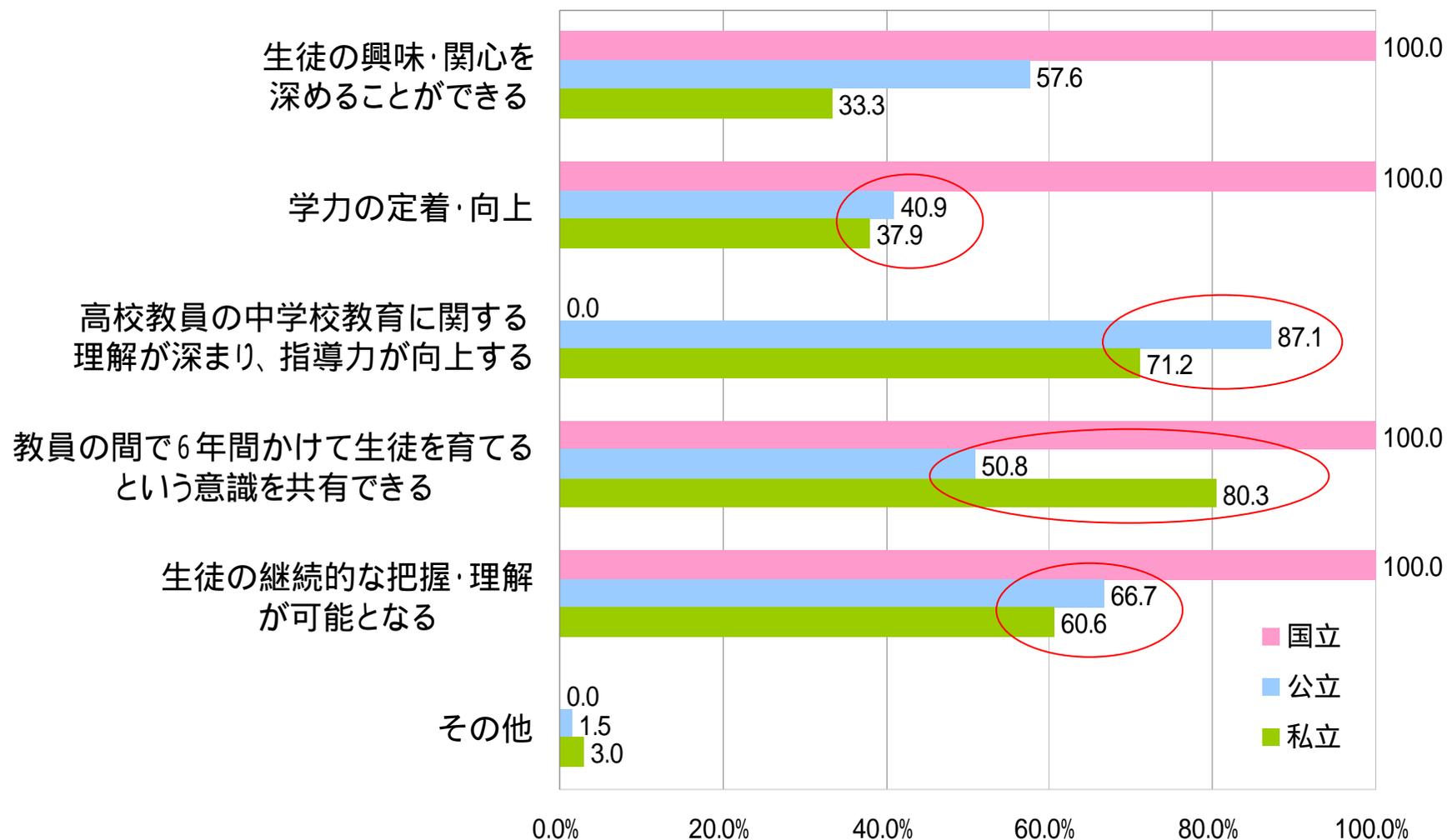
一方、生徒間の学力差、個に応じた指導法の確立に課題があるとする学校が多い。また、高校入試がないため学習意欲の面で課題があるとして、課題を課したり別途試験を課したりするなどして対応している学校が多く見られる。

3. 教育活動の状況

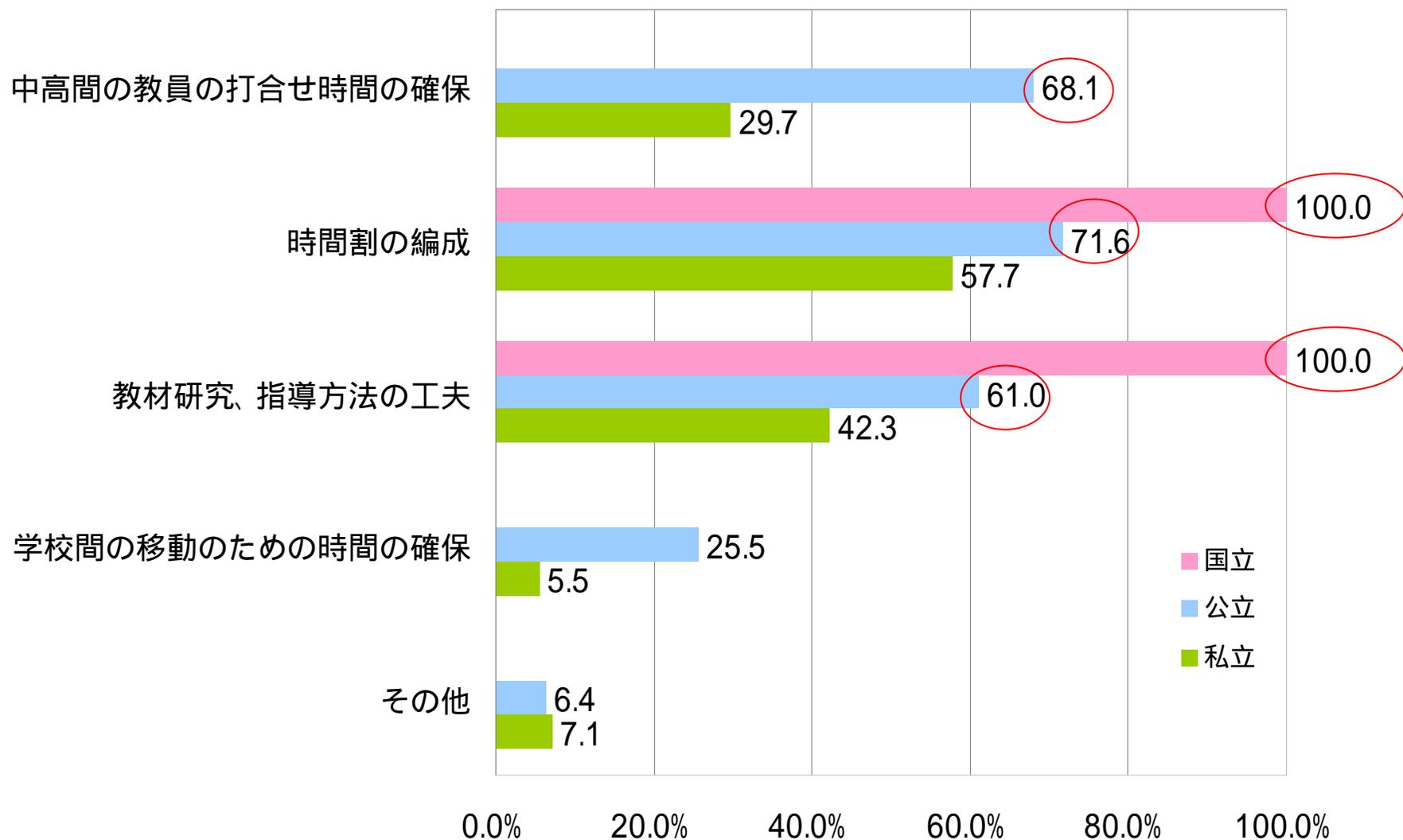
(1) 交流授業の実施状況(国公私別)



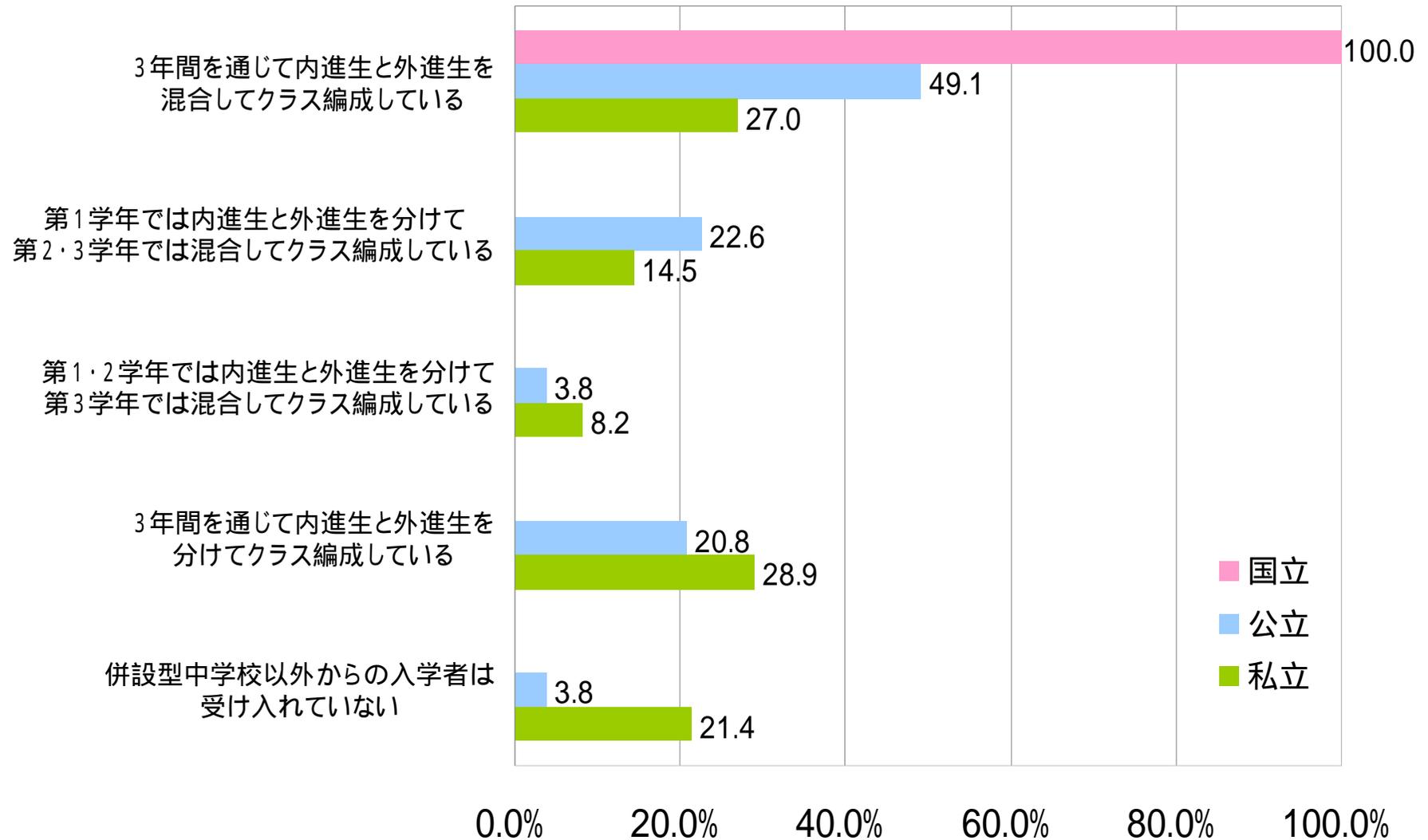
(2) 交流授業による成果(国公私別)



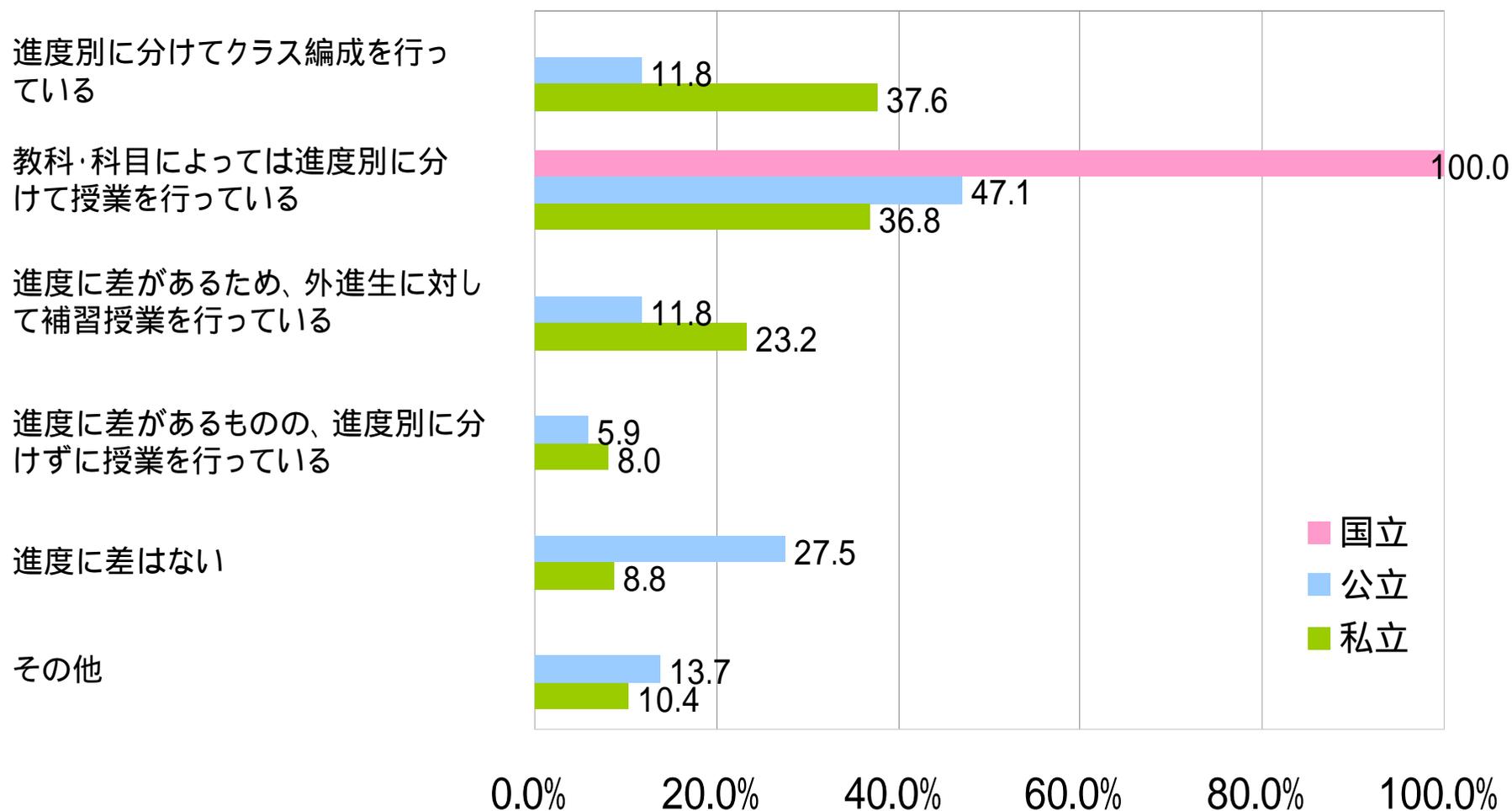
(3) 交流授業実施にあたっての課題(国公私別)



(6) 内進生と外進生に関するクラス編成(併設型のみ・国公私別)



(7) 内進生と外進生の授業の進め方(併設型のみ)



【特徴】

国公立を問わず、多くの学校で、中学校・高等学校双方の教員による交流授業が行われている。

交流授業による成果として、高校教員の中学校教育に関する理解の深まり、6年間かけて生徒を育てるという意識の共有、生徒の継続的な把握・理解を挙げる学校が多い。一方、学力の定着・向上を挙げる学校は必ずしも多くない。

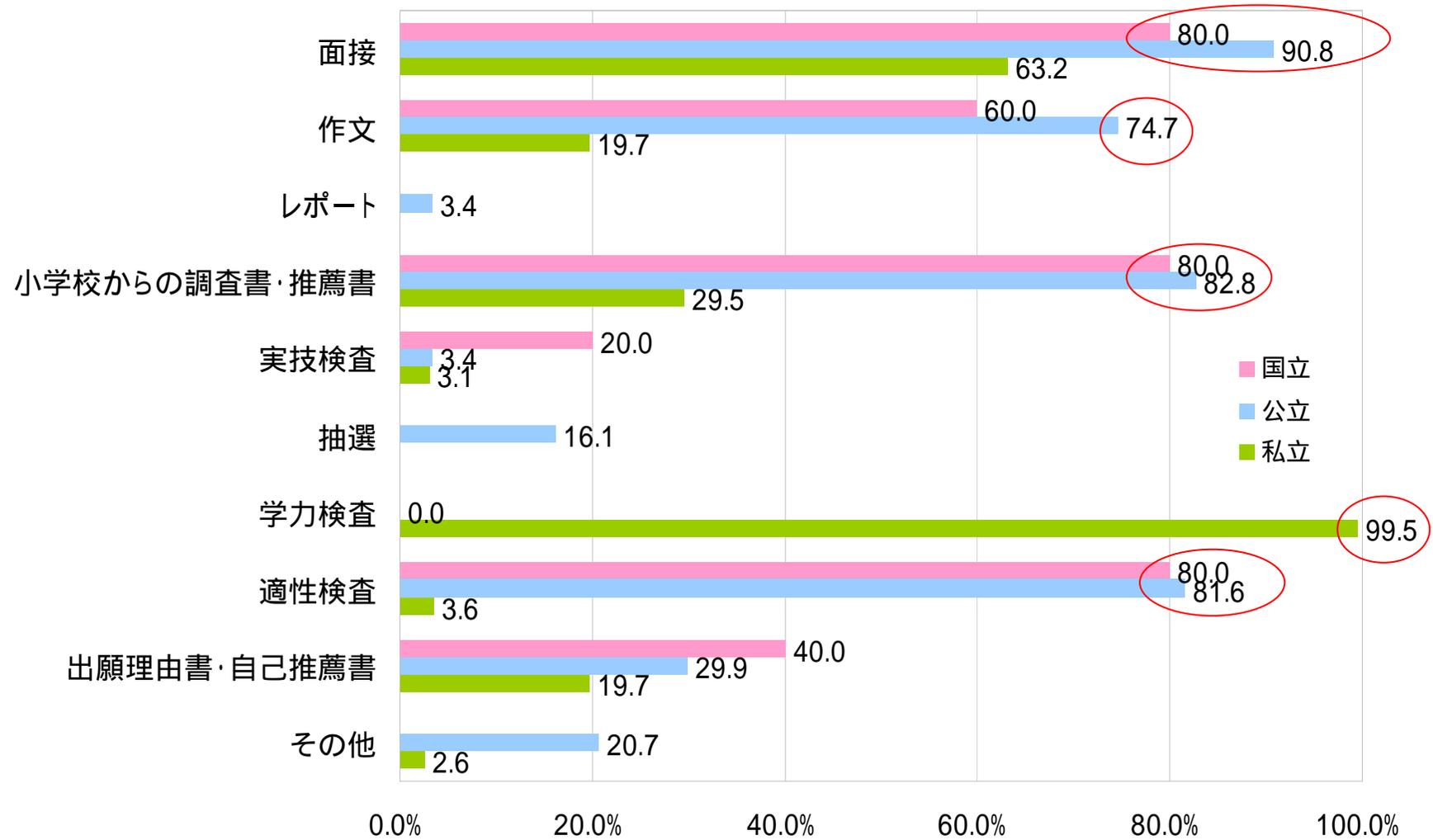
交流授業実施にあたっての課題として、公立の6割以上の学校が中高間の教員の打合せ時間の確保、時間割の編成、教材研究、指導方法の工夫を挙げているほか、全ての国立の学校も時間割の編成や教材研究、指導方法の工夫を課題としている。

併設型中学校以外からの入学者を受け入れている併設型高等学校においては、内進生、外進生を混合してクラスを編成、学年によっては混合してクラスを編成、内進生と外進生を分けてクラスを編成する学校がそれぞれ一定数見られる。

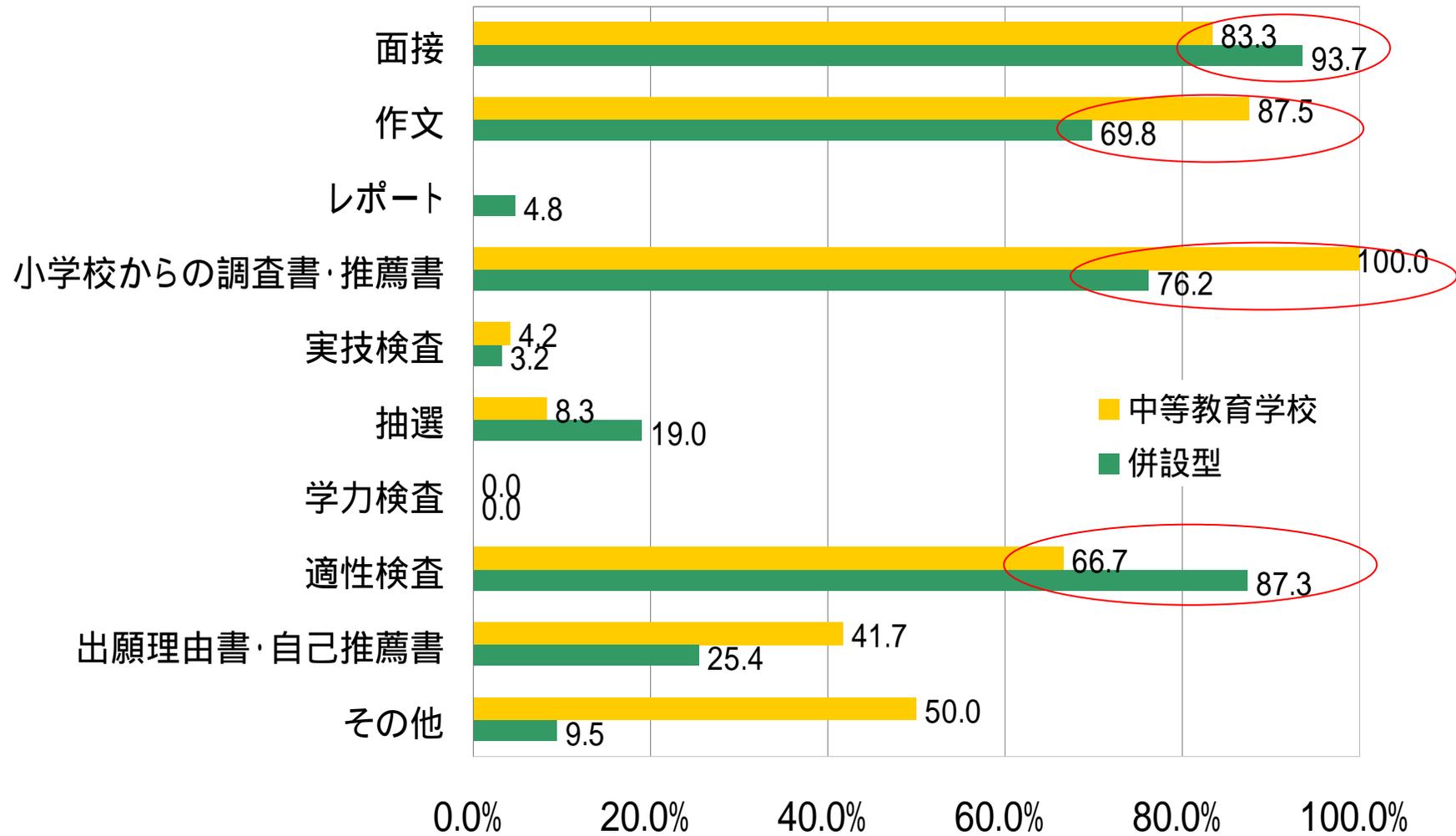
授業の進め方の点では、何らかの形で進路別に分けて授業を行ったり補講を行ったりする学校の方が、進路別に分けずに授業を行う学校に比較して多い。

4 . 入学者選抜の状況

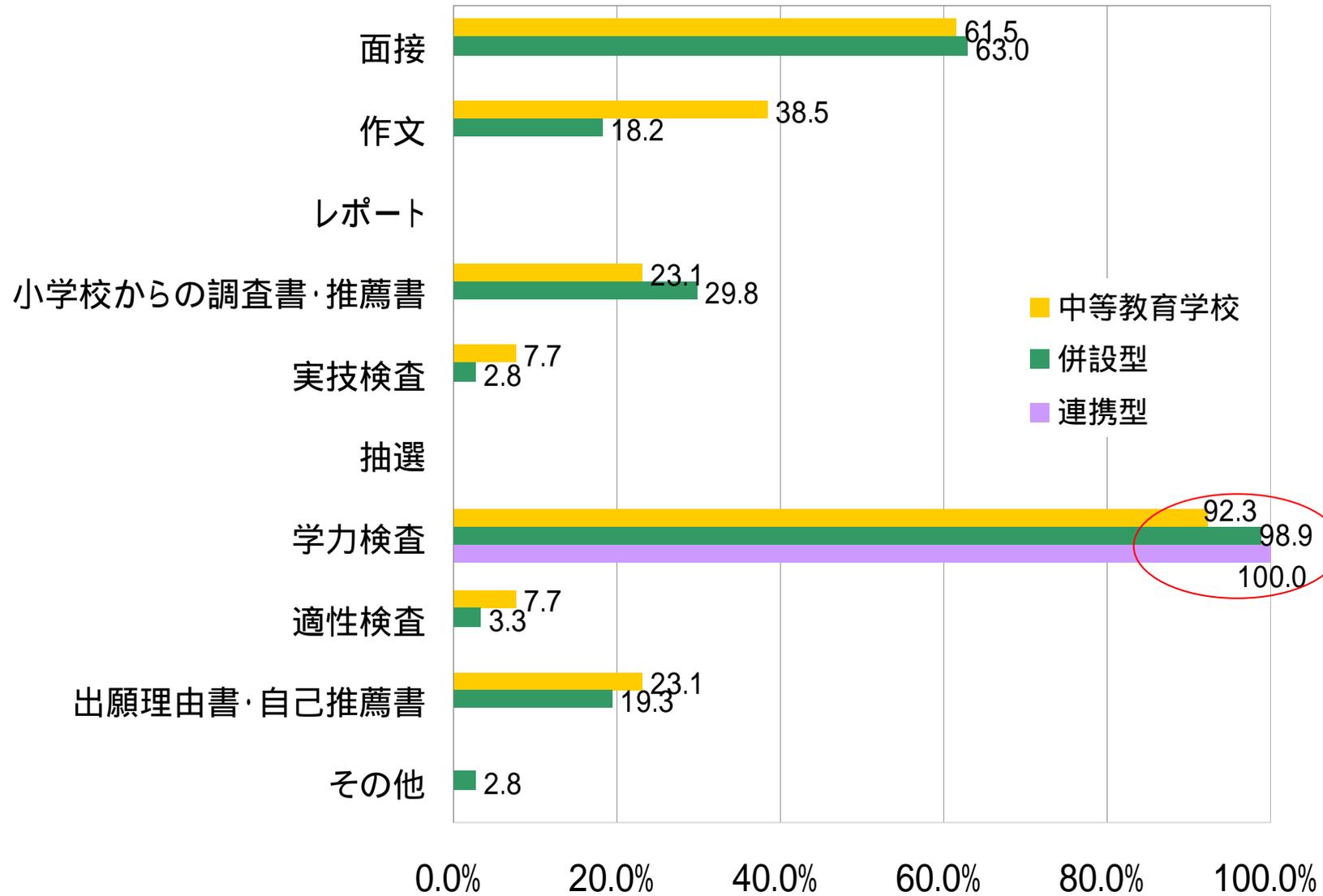
(1)実施している項目 (国公私別)



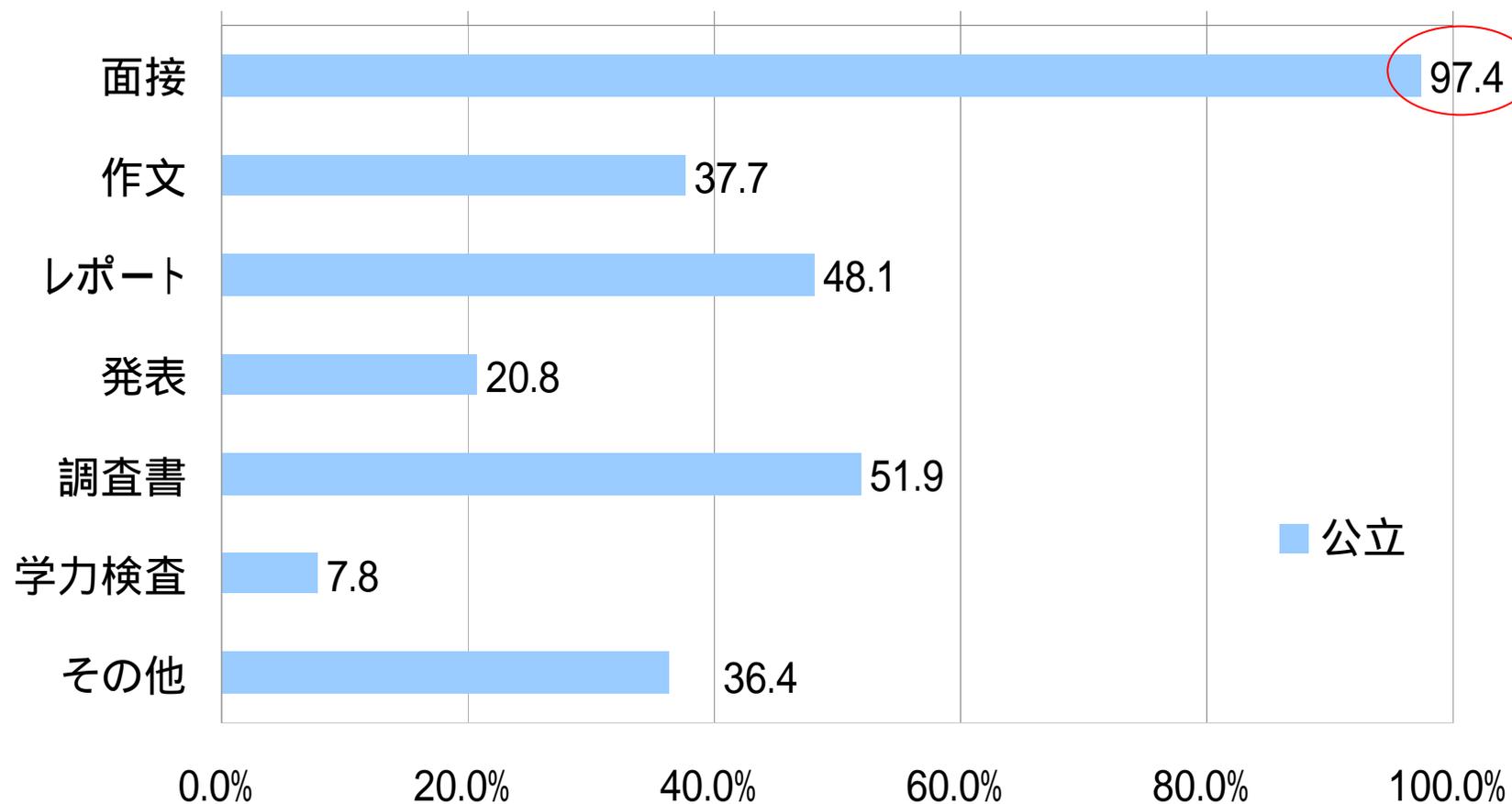
(1)実施している項目 (公立)



(1)実施している項目 (私立)



(2) 簡易な入学者選抜について 実施している項目(連携型高等学校のみ)



【特徴】

国公立では、8割以上の学校が、面接、小学校からの調査書・推薦書、適性検査における選抜を実施している。

公立では、作文の実施も75%と比較的高い。

公立では、8割の学校が適性検査を実施しており、中等教育学校で67%、併設型で87%となっている。

私立では、ほぼ全ての学校において学力検査を実施しているが、面接の実施率は国公立に比べてやや低く、作文の実施率はかなり低い。

抽選を行っているのは公立のみ。

実技検査は、国公立いずれにおいても低い。

中等教育学校は作文、小学校からの調査書・推薦書による選抜を実施している学校も多い。

連携型高等学校においては、ほぼ全ての学校で面接を行っている。

(3) 過去5年間の平均倍率の推移

【国立】

	中学入試			高校入試		
	中等 (前期)	併設型	連携型	中等 (後期)	併設型	連携型
平成22年度	8.0	6.6			2.0	
平成21年度	8.7	7.0			1.8	
平成20年度	8.8	7.1			1.8	
平成19年度	8.8	7.7			1.9	
平成18年度	7.7	6.8			2.0	

【公立】

	中学入試			高校入試		
	中等 (前期)	併設型	連携型	中等 (後期)	併設型	連携型
平成22年度	3.5	4.1			1.2	0.9
平成21年度	4.5	4.4			1.2	0.9
平成20年度	3.9	5.0			1.3	0.9
平成19年度	3.6	5.1			1.3	0.9
平成18年度	4.1	4.6			1.4	0.8

併設型における高校入試は内進生及び外進生(進学希望者)の定員に対する割合

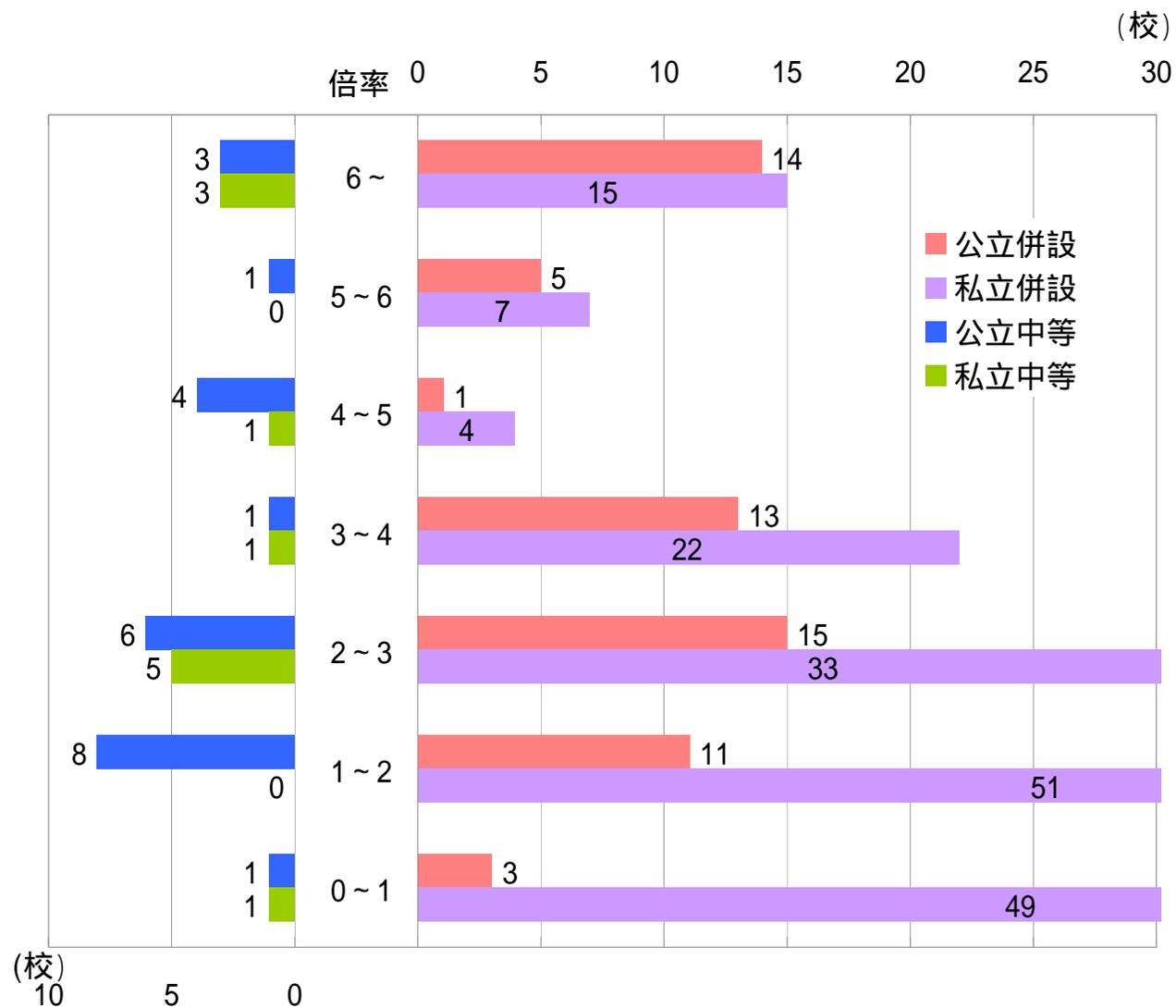
(3) 過去5年間の平均倍率の推移

【私立】

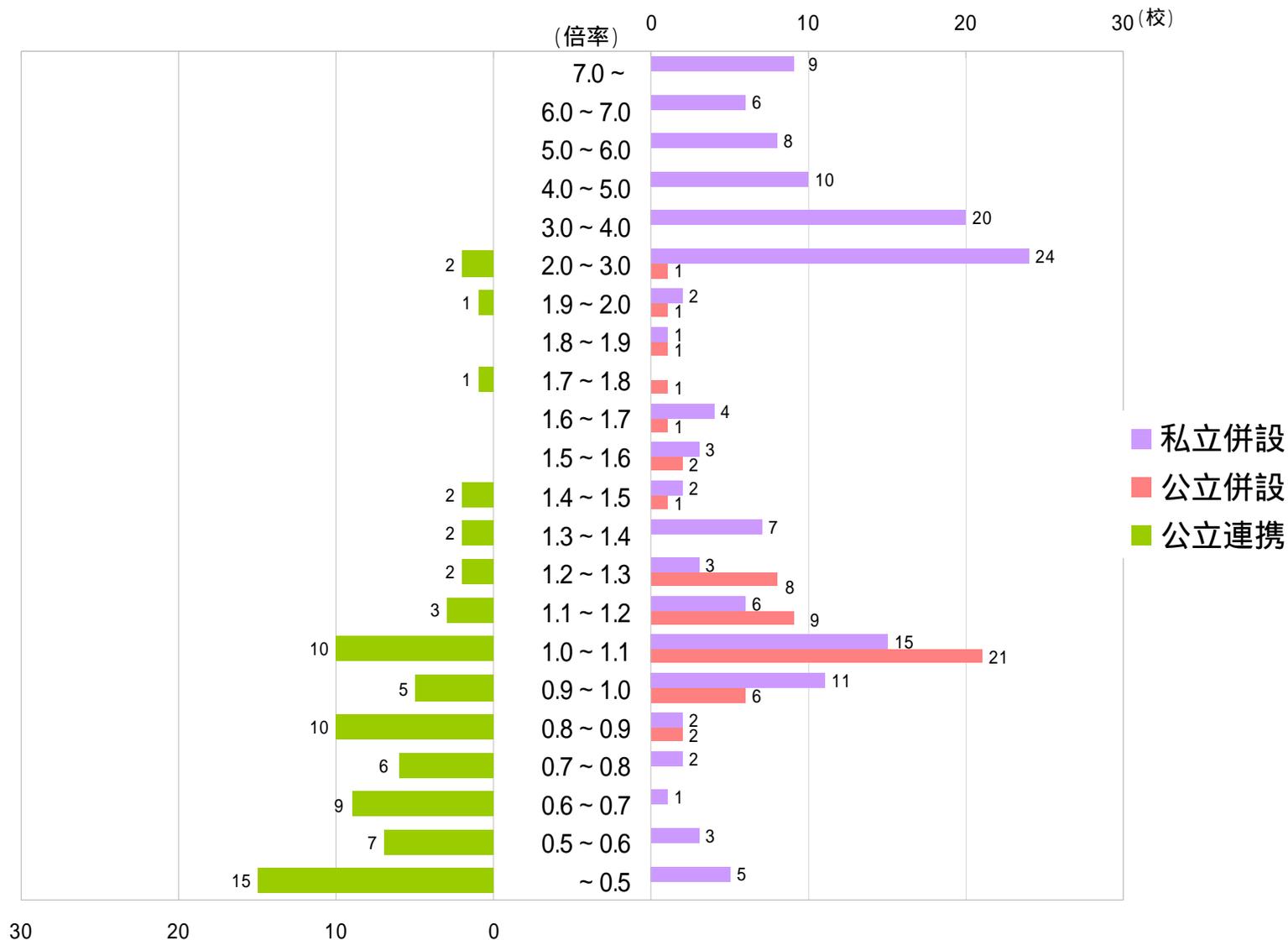
	中学入試			高校入試		
	中等 (前期)	併設型	連携型	中等 (後期)	併設型	連携型
平成22年度	4.8	3.1	1.9		3.3	8.1
平成21年度	4.6	3.3	1.9		3.1	8.4
平成20年度	5.4	3.4	1.7		3.2	8.9
平成19年度	5.2	3.2	1.7		3.5	8.8
平成18年度	4.1	2.8	1.2		3.5	

併設型における高校入試は内進生及び外進生(進学希望者)の定員に対する割合

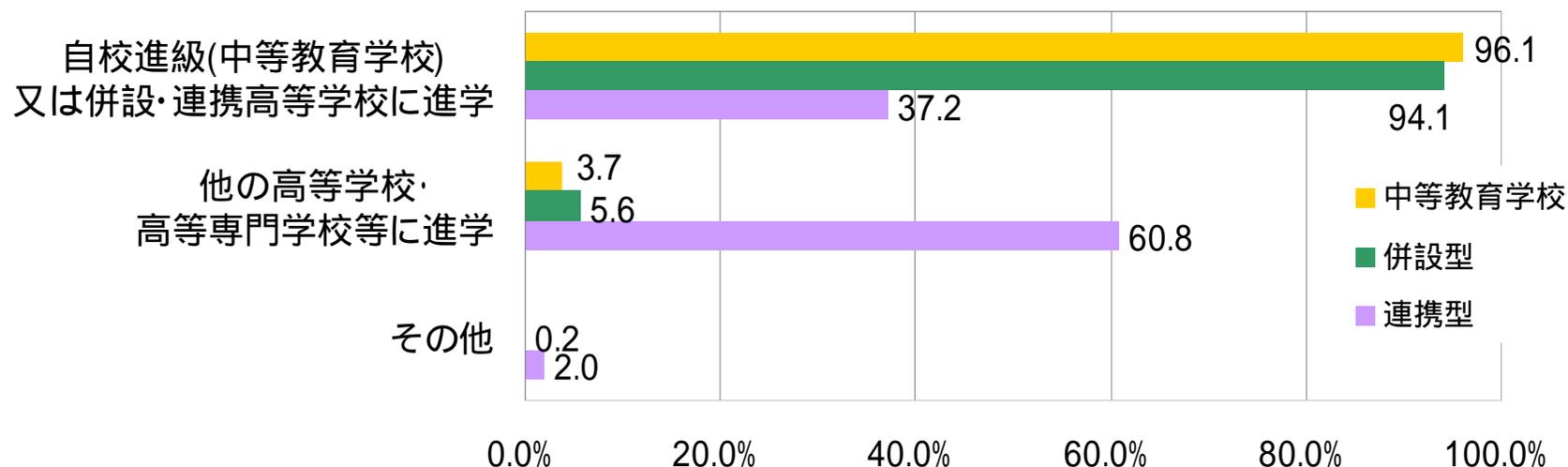
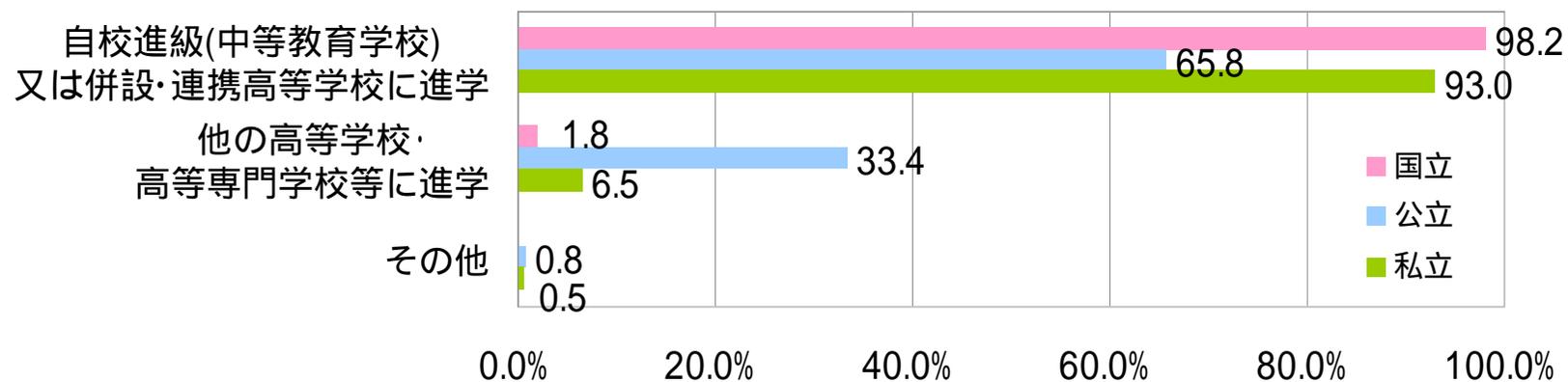
(4) 中等教育学校(前期課程)・併設型中学校(公私立) における入試倍率分布(平成22年度)



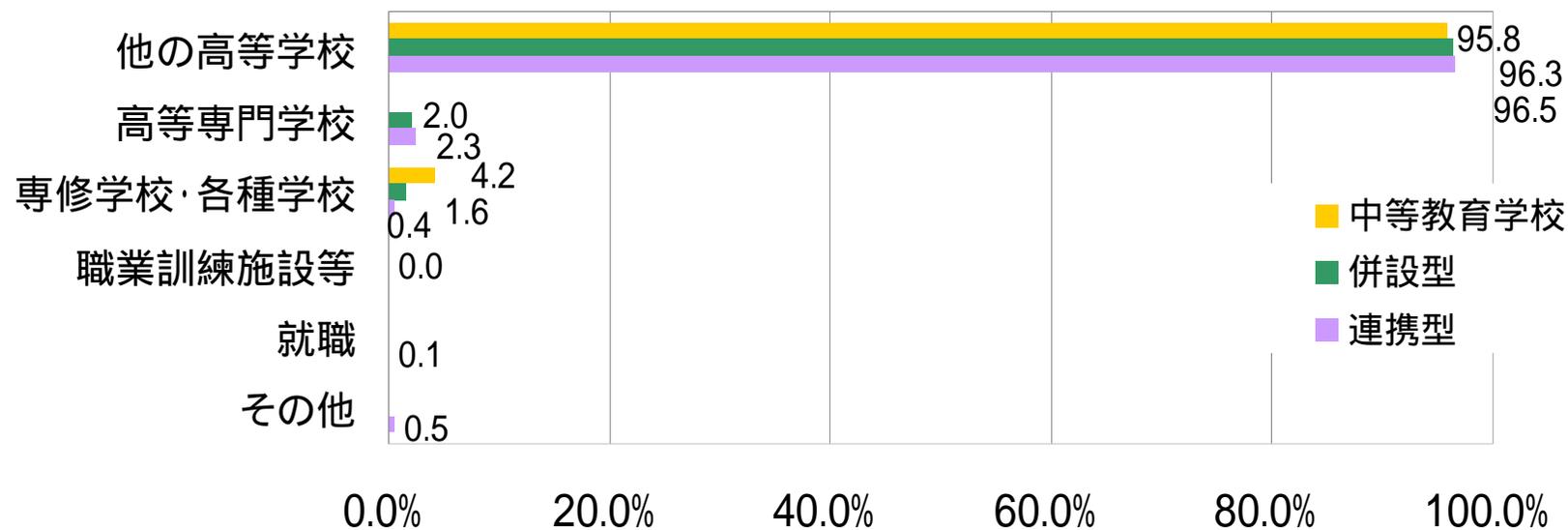
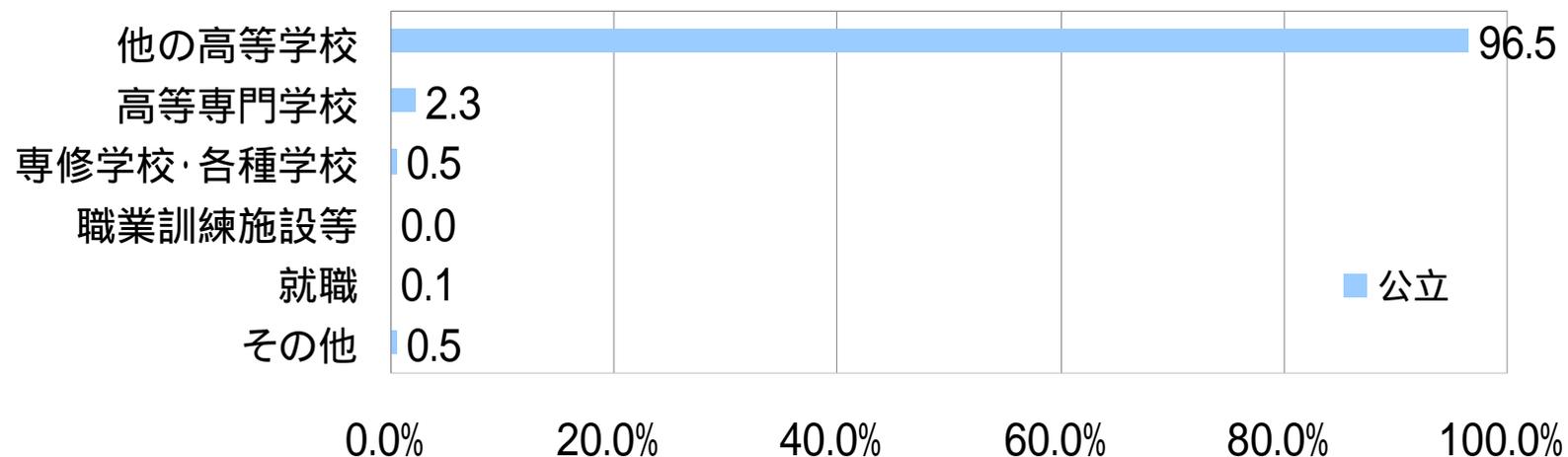
(5) 併設型・連携型高等学校(公私立)における 入試倍率分布(平成22年度)



(6) 平成21年度末における中等教育学校(前期課程)修了者、併設型・連携型中学校卒業生の高等学校への進学状況



(7) 「他の高等学校・高等専門学校等に進学」の区分
に該当がある場合の具体的な進学先(公立学校のみ)



(8) 「他の高等学校・高等専門学校に進学」した場合に 学校がとった対応例

本人の進路希望を踏まえた上で保護者を交えた面談を行い、他校への進学意思を確認

希望する進学先の概要・特色を説明した上で、本人・保護者の意思を確認

その他(転居等)

等

【特徴】

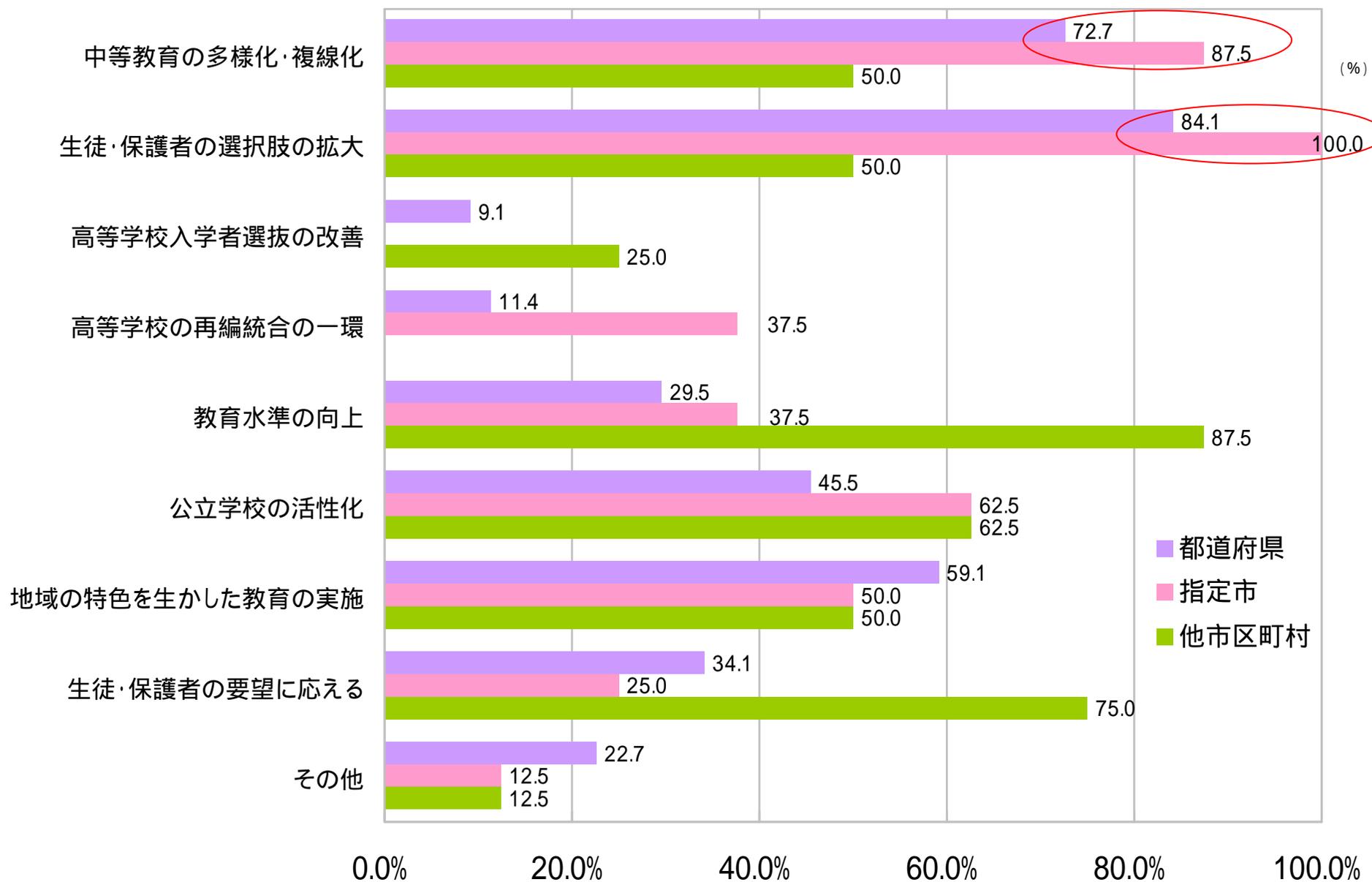
中学校段階における入試については、**国立**の平均倍率が**公立・私立**に比して高い傾向。**公立**と**私立**に大きな差はうかがえないが、併設型に関しては、**私立**の方が比較的**低倍率**の学校が多い。

一方、高等学校段階の入試では、**私立**の方が**高倍率**の学校が多い。

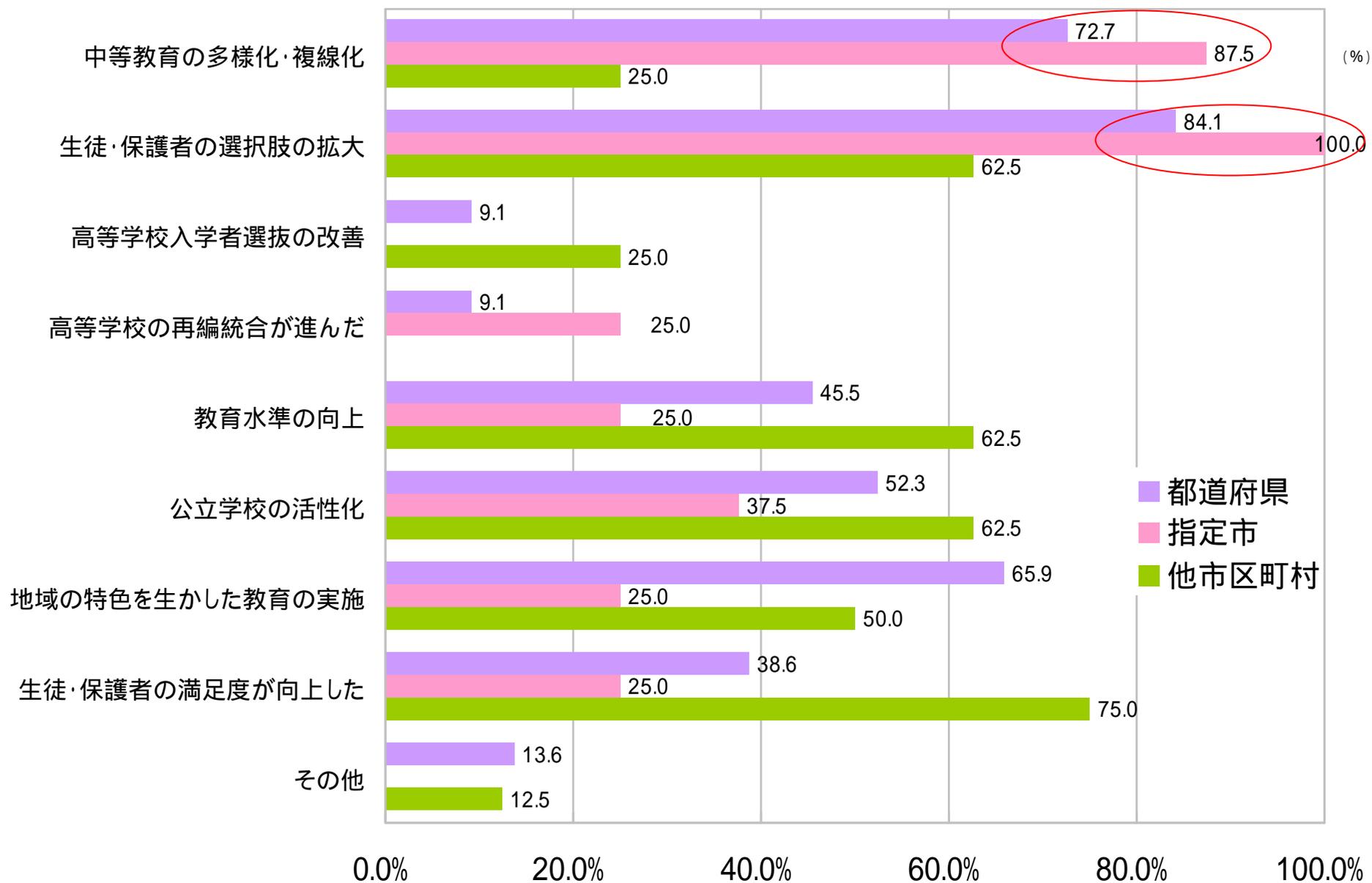
中学校卒業者(前期課程修了者)の高等学校への進学状況は、**国立・私立**については併設・連携高校(後期課程)への進学が圧倒的に多いが、**公立**は6割強にとどまる。これは、**公立**は連携型の割合が高いためと考えられる。

5. 教育委員会からの回答

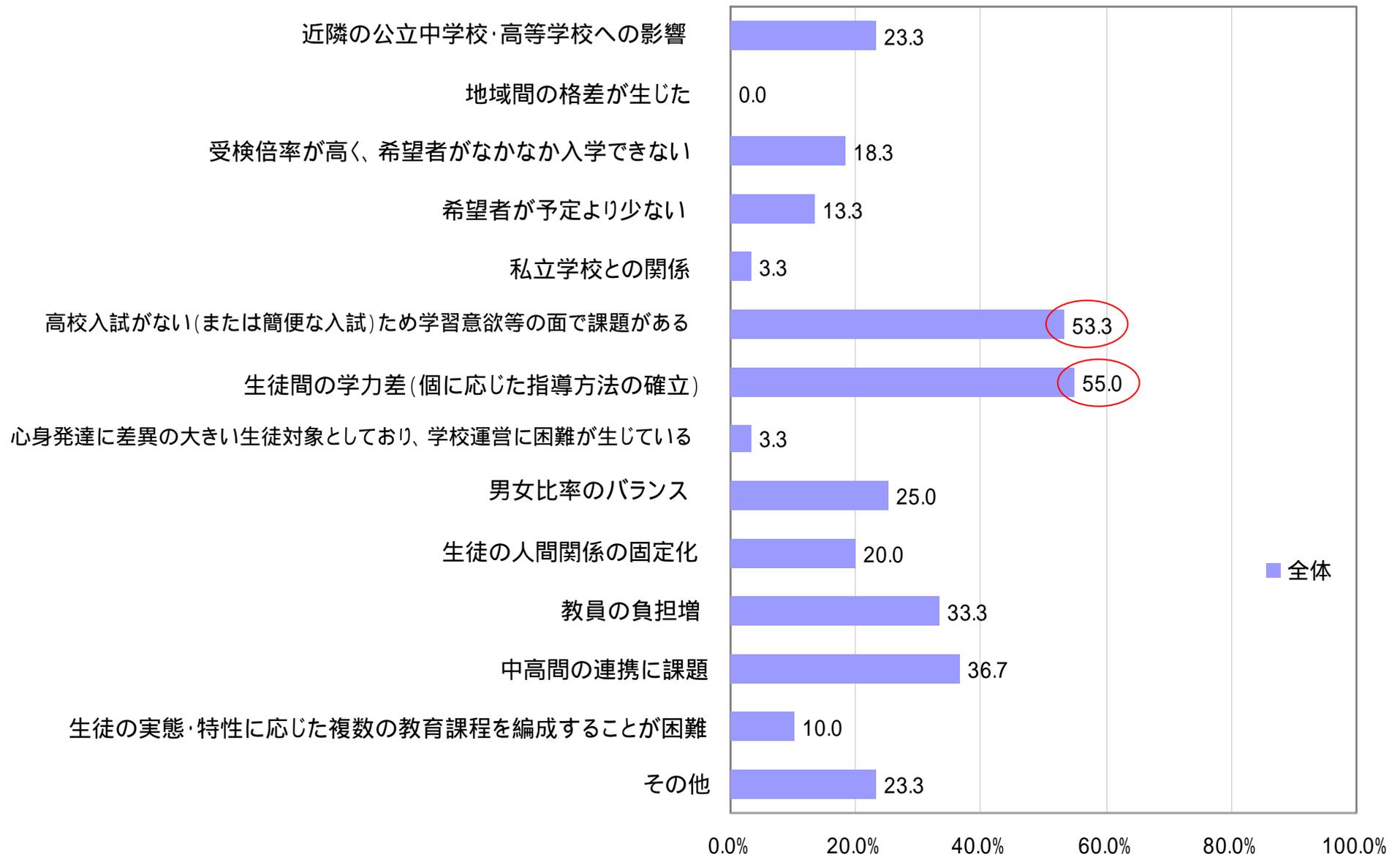
(1) 中高一貫教育校の設置理由



(2) 中高一貫教育校を設置したことの成果



(3) 中高一貫教育校を設置したことに伴う課題



【特徴】

公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会においても、多くは中等教育の多様化・複線化や生徒・保護者の選択肢の拡大を設置理由とし、設置したことの成果としてあげる一方で、生徒間の学力差や学習意欲の面を課題としている。